共済事務の手引き（資格編）

第1章　組合員について 1

第2章　組合員資格取得･喪失等にかかる手続きについて 3

1　資格取得（採用時）の手続き 3

2　任用形態変更の手続き 5

3　転入・転出時の手続き 6

4　資格喪失時（退職等）の手続き 7

第３章　組合員の変更手続きについて 8

1　組合員の氏名変更 8

2　組合員の住所変更 8

第４章　マイナ保険証について 9

第５章　資格情報のお知らせについて 9

第６章　資格確認書について 10

第７章　資格喪失証明書について 11

第８章　資格・短期給付に係る標準処理期間 12

第９章 任意継続組合員に関する手続き 14

1　組合員資格の喪失について 14

2　任意継続組合員制度の加入要件.....14
3　任意継続組合員の組合員期間.....15
4　任意継続組合員の掛金.....16
5　任意継続組合員の給付等の範囲.....17
6　任意継続組合員の加入の手続き.....17
7　任意継続組合員の資格喪失の手続き.....17
8　任意継続組合員の被扶養者の認定及び取消.....18
9　掛金払込証明書の発行（社会保険料控除）.....18
10　「医療費のお知らせ」について.....19

第 10 章　被扶養者について.....20

1　被扶養者の認定要件.....20
ⅰ　被扶養者の範囲（身分要件）.....20
ⅱ　組合員との生計維持関係.....22
ⅲ　扶養義務者について.....23
ⅳ　国内居住要件.....24
ⅴ　夫婦が共同で子を扶養する場合における主たる扶養義務者（共同扶養の場合）.....24
ⅵ　被扶養者として認められない者（被扶養者の認定取消事由ともなります。）.....25

2　収入について.....27
ⅰ　収入限度額について.....27
ⅱ　収入とみなされるものについて.....27
ⅲ　パート・アルバイト等の収入について.....27
ⅳ　「年収の壁・支援強化パッケージ」における事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取り扱いについて.....28
ⅴ　労働契約内容によって年間収入が基準額未満であることが明白である場合の被扶養者の認定における年間収入の取り扱いについて.....29
ⅵ　自営業等の事業収入について.....30
ⅶ　公的年金等の収入について.....31
ⅷ　雇用保険・傷病手当金の受給について.....31
ⅸ　株等の収入について.....31

3　年齢（19 歳以上 23 歳未満）に関する留意事項.....32
4　要件確認調査における被扶養者の継続または取消.....33

第 11 章　被扶養者に関する手続き 33

1　被扶養者の認定 33

2　被扶養者認定の種類 35

3　一般認定者（扶養手当が認定されている者）の提出書類 35

4　特別認定者（扶養手当が認定されていない者）の提出書類 35

5　認定処理後の送付書類について 35

6　継続認定者の提出書類 36

7　被扶養者の認定取消について 36

第 12 章　国民年金第３号被保険者の届出に関する手続き 38

第 13 章　被扶養者の氏名・住所変更の手続き 39

1　被扶養者の氏名変更の提出書類 39

2　被扶養者の住所変更の提出書類 39

第 14 章 被扶養者資格等に関するＱ＆Ａ 40

第1章　組合員について

○　公立学校共済組合とは

公立学校共済組合は、地方公務員等共済組合法に基づき公務員の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とした事業を行う法人です。

○　組合員とは

職員※となった者は、職員となった日から、公立学校共済組合の組合員になります。

組合員となった者へは、共済組合の資格情報を記載した「資格情報のお知らせ」を通知します。また、交付要件該当者へは、「資格確認書」をあわせて交付します。（75 歳以上等除く。）

※　資格取得要件を満たす職員に限ります。

○　組合員の種別

組合員には、任用形態によって主に「**一般組合員**」と「**短期組合員**」の２つの種別があります。

○　組合員の資格取得要件

常勤職員（下記参考一覧①）については、採用日から組合員の資格を取得します。常勤職員でない者は、次の１～３のいずれかを満たすことが資格取得要件です。

１　常勤職員の所定労働時間以上勤務している者で、任用期間が２月を超える見込みのある者
２　週の所定労働時間及び１か月の所定労働日数が、常勤職員の４分の３以上であって、任用期間が２月を超える見込みのある者
３　１、２以外の者で、次の要件すべてに該当する者
（１）　週の所定労働時間が 20 時間以上であること。
（２）　任用期間が２月を超える見込みであること。
（３）　学生でないこと。（定時制等一部除く）

【参考】任用形態ごとの資格取得要件一覧

<table>
<tr><th>種別</th><th>任用区分</th><th>資格取得要件</th></tr>
<tr><td rowspan="4">一般組合員</td><td>①常勤職員（任期の定めのない）</td><td>なし（採用日に組合員となる）</td></tr>
<tr><td>②暫定再任用職員（フルタイム）</td><td rowspan="2">任用期間が２月を超える見込み</td></tr>
<tr><td>③任期付職員（フルタイム）</td></tr>
<tr><td>④会計年度任用職員（フルタイム13月目以降）</td><td>⑨会計年度任用職員（フルタイム）の任用要件を12月連続で満たす。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">短期組合員</td><td>⑤臨時的任用職員</td><td>任用期間が２月を超える見込み</td></tr>
<tr><td>⑥暫定再任用職員（短時間）
定年前再任用短時間勤務職員</td><td rowspan="3">次の(1)～(3)をすべて満たす
※ただし、週の所定労働時間及び１月の所定労働日数が常勤職員の３/４以上の場合は(2)のみが要件
（１）　週の所定労働時間が20時間以上
（２）　任用期間が２月を超える見込み
（３）　学生でない（一部除く）</td></tr>
<tr><td>⑦任期付職員（短時間）</td></tr>
<tr><td>⑧会計年度任用職員（短時間）</td></tr>
<tr><td>⑨会計年度任用職員（フルタイム）</td><td>任用期間が２月を超える見込み</td></tr>
<tr><td>【補足】</td><td colspan="2">（フルタイム）とは常勤職員の所定労働時間以上勤務している場合を指す。
（短時間）とは週の所定労働時間が20時間以上の場合を指す。</td></tr>
<tr><td colspan="3">要件を満たすか否かは、各任命権者にお問い合わせください。</td></tr>
</table>

○　公立学校共済組合の事業

事業は大きく３つに分類されます。

- 短期給付事業（給付グループ）
  ⇒　民間企業の健康保険に相当する事業のほか、休業や災害に関する給付を行っています。

- 福祉事業（健康福利グループ　※貸付事業のみ共済経理グループ）
  ⇒　組合員の福祉、健康の保持増進等に関する事業や貸付事業※を行っています。

- 長期給付事業（年金グループ）
  ⇒　一般組合員の退職後や障害または死亡に関して、老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金の給付を行っています。

短期組合員は日本年金機構に加入します。

【参考】組合員種別ごとの共済事業の適用範囲※1

種別＼事業内容	短期給付事業（医療保険）	福祉事業	長期給付事業（年金）
一般組合員	○	○	○
短期組合員	○	○	× ※2

※１　75 歳以上等の組合員については、一部適用されない事業があります。

※２　短期組合員は共済組合ではなく、日本年金機構に加入することから、その手続きについては各任命権者にご確認ください。

第2章　組合員資格取得･喪失等にかかる手続きについて

職員の採用や異動、退職など次の（１）から（４）に該当する場合、所属所から当支部へ手続きが必要となる場合があります。

対象者がいる場合、次ページ以降で提出書類等を確認し、書類を提出してください。

	事象	具体例
（１）	資格取得 （採用等）	・組合員の資格取得要件を満たす職員が採用された。 ・職員が知事部局（市町村長部局）から異動してきた。 ・週の所定労働時間が20時間未満であった職員が20時間以上となり、組合員の資格取得要件を満たすこととなった。　　等
（２）	任用形態変更	・育休代替の臨時的任用職員が育休代替の任期付職員となった。 ・常勤職員を退職し、引続き会計年度任用職員となった。 ・会計年度任用職員が臨時的任用職員となった。　　等
（３）	転入転出 （所属所異動）	・横浜市立の学校から空白期間なく川崎市立の学校に転入した。 ・A所属で 3/20 まで会計年度任用職員だった職員が、B所属で 4/8 から再度会計年度任用職員となった（3/21 から 4/7 まで任用はないが、組合員資格を継続させると任命権者が判断した。）。 ・A所属で 3/31 まで臨時的任用職員だった職員が、B所属で 4/1 から再度臨時的任用職員となった。　　等
（４）	資格喪失等 （退職等）	・組合員が退職した。 ・週の所定労働時間が20時間以上であった職員が20時間未満となり、組合員の資格取得要件を欠くこととなった。 ・職員が知事部局（市町村長部局）へ異動となった。　　等

（１）の資格取得（採用等）を除き、当支部に提出する書類には組合員等番号を記載していただきます。組合員等番号は枝番を除いた６桁であり、市町村等職員の職員番号とは異なります。（県職員においても職員番号と必ずしも同一ではありません。）

１　資格取得（採用時）の手続き

＜　手続き対象者　＞組合員の資格取得要件を新たに満たすこととなった者

＜　提出書類　＞

【職員本人分】

提出書類		様式番号	注意点
添付書類	組合員資格取得届書	給付様式第1-1号	複数校勤務者等で辞令が複数交付されている方は、任命権者に資格取得日を確認のうえ、提出してください。
	辞令等の写し	－	常勤職員は提出不要
	個人番号届書	給付様式第12-1号	

〈 当支部からの送付物 〉

・マイナ保険証を保有している者へは「資格情報のお知らせ※１」を交付します。

※１　マイナ保険証を保有している者の「資格情報のお知らせ」は所属所に届いたことをもって、対象者のマイナ保険証が利用可能となったお知らせを兼ねます。

・マイナ保険証を保有していない等の者※２へは「資格情報のお知らせ」と健康保険証の替わりとなる「資格確認書」を交付します。

※２　マイナ保険証を保有していない等の者とは、次の①～④に該当する者です。

① マイナンバーカードの未取得者・返納者・紛失者・更新中の者
② マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者(利用登録解除者等を含む)
③ マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者
④ マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が同行して資格確認を補助する必要がある要配慮者

①～④に該当するか否かは組合員が判断を行ってください。
（該当する場合、提出する組合員資格取得届書の「資格確認書交付要否」欄の「交付が必要」にチェックをしてください。）

〈 留意事項 〉

【共通】

・資格確認書等の窓口交付は行いません。

・資格確認書等の交付日についてのお問合せには対応いたしかねます。

・資格確認書等の交付は、届け出を受理した順に行いますが、資格情報の確認に必要な各任命権者からの任用情報の提供が遅れた場合、情報の確認に時間を要することから、交付に遅れが出る場合があります。

・資格確認書等を交付するまでの間に、その代わりとなる資格取得に関する証明書は、資格確認書等の交付と同様の情報の確認が必要なため、交付はしません。

・氏名のカナについて拗音は、大きく印字されます。　例）ｷｮｳｻｲ　→　ｷｮｳｻｲ

・組合員や被扶養者が、市区町村等から乳幼児・障害者・ひとり親家庭・自立支援等の医療証が交付された場合は、「市区町村等による医療費助成受給の（開始・停止・延長）届出書」（給付様式第 8-1 号)」に医療証の写しを添付して、提出してください。(未届けのため給付金が重複支給となった場合は、給付金を返還していただきます。)

【資格確認書等交付前の医療機関等の受診について】

・「資格確認書」及び「資格情報のお知らせ」が手元に届くまでに医療機関を受診する際は、当支部に資格取得の手続き中であることを医療機関等に伝えてください。そのうえで医療機関の指示に従ってください。

・医療費の全額を自己負担で医療機関を受診した場合、「資格確認書」及び「資格情報のお知らせ」が届いたことを医療機関等に連絡してください。マイナ保険証や「資格確認書」を提示し、医療機関等から払い戻しされた場合は手続き終了です。

・医療機関等から医療費が払い戻されなかった場合は、「療養費・家族療養費請求書（国内用）（給付様式第 9-1 号)」に、「診療報酬明細書（レセプト)」（※）と「領収書」（原本）を添付して、所属所を通して当支部へ請求してください。保険適用外の費用や消費税は請求対象外です。請求期間は、医療費を支払った日の翌日から２年間です。

（※) 医療機関等の窓口で発行を依頼してください。会計時に発行される「診療明細書」ではありません。

【組合員（資格継続について）】

・前所属から現所属にかけて組合員資格が継続する場合は、前所属で交付された組合員証や「資格確認書」をそのまま継続して利用するため、（１）資格取得（採用等）時の手続きではなく（３）転入転出（所属所異動）時の手続きを行ってください。

・資格を継続するか否かは各任命権者が判断を行います。詳細は任命権者にご確認ください。

・資格が継続するにもかかわらず、前所属で利用していた組合員証や「資格確認書」を当支部へ既に返納してしまった場合は、該当者がマイナ保険証を保有していない等の場合に限り「資格確認書」を再交付しますので、現所属を通じて「再交付等申請書（給付様式第 3-2 号）」を提出してください。

【組合員（70～74 歳の方）】

・70 歳～74 歳の者の「資格確認書」及び「資格情報のお知らせ」には、組合員の収入に応じて２割または３割の「一部負担金の割合」が記載されます。しかしながら新規で組合員になられた者については、収入の確認に１か月程度かかることから、収入状況が「資格確認書」及び「資格情報のお知らせ」送付時点で確認できない者については、一部負担金の割合を「３割」で記載します。その後、収入確認の結果、一部負担金の割合が「２割」であることを確認した者へは、改めて一部負担金の割合が「２割」の「資格確認書」及び「資格情報のお知らせ」を送付しますので、当初送付分と差し替えをお願いします。（差し替え前の「資格確認書」及び「資格情報のお知らせ」は、当支部へご返送ください。）

・医療機関等で一部負担金の割合「３割」で受診し、後日「２割」に差し替えとなった者については、当支部より組合員の届出口座へ差額の「１割」を自動返金します。

【後期高齢組合員・後期高齢短期組合員（75 歳以上の方）】

・75 歳以上の者及び 65 歳以上 75 歳未満の者であって一定の障害について認定を受けた者（後期高齢者医療の被保険者）である組合員が該当します。

・短期給付に関する規定は（育児休業手当金、育児休業支援手当金、介護休業手当金及び育児時短勤務手当金に係る部分を除き）適用されず、福祉事業のみ適用されます。

・資格取得届出書の提出は必要ですが、医療保険に加入しないため、資格確認書及び資格情報のお知らせは交付しません。また、被扶養者認定もできません。

２　任用形態変更の手続き

〈　手続き対象者　〉

・任用形態が変更となった一般・短期組合員

〈　提出書類　〉

提出書類		様式番号	注意点
組合員異動報告書（転入用）		給付様式第1-2号	組合員資格が継続する場合、提出してください。
添付書類	辞令等の写し	－	常勤職員は提出不要

〈　留意事項　〉

・対象者が新規資格取得者か、組合員資格を継続する者かを確認してください。組合員異動報告書（転入用）の提出を必要とするのは、組合員資格を継続する者です。

・【県費・政令市費職員のみ】同一任命権者内での一般組合員間での任用形態変更（例：常勤職員　→　暫

定再任用職員（フルタイム)）の場合、組合員異動報告書（転入用）の提出は不要です。

３　転入・転出時の手続き

〈　手続き対象者　〉

・他所属から異動してきた短期組合員

・（市町村費負担職員（政令市除く）のみ）他所属から異動してきた一般組合員

・任命権者をまたいで異動をしてきた一般・短期組合員

〈　提出書類　〉

【転入所属における提出書類】

提出書類		様式番号	注意点
組合員異動報告書（転入用）		給付様式第1-2号	組合員資格が継続する場合、提出してください。
添付書類	辞令等の写し	－	常勤職員は提出不要

【転出所属における提出書類】

転出所属からの提出書類はありません。※(転入所属で提出書類があります。)

※　組合員資格が継続する場合に限ります。資格が継続しない場合は（４）資格喪失等（退職等）の手続きが必要となります。

〈　留意事項　〉

・対象者が所属所異動かつ任用形態も変更となった場合は、（２）任用形態変更時の手続きもあわせてご確認ください。

・組合員異動報告書（転入用）の提出を必要とするのは、組合員資格が継続する者です。

・【県費・政令市費職員のみ】同一任命権者内での一般組合員の異動の場合、組合員異動報告書（転入用）の提出は不要です。

４　資格喪失時（退職等）の手続き

〈　手続き対象者　〉

・組合員が退職等により組合員の資格取得要件を満たさなくなった場合

・組合員が他の共済組合や公立学校共済組合の他支部へ転出した場合

・組合員が 75 歳となり後期高齢者医療制度に加入した場合

〈　提出書類　〉

提出書類		様式番号	注意点
組合員異動報告書（転出用）		給付様式第1-3号	
添付書類	資格確認書等	－	資格確認書や限度額適用認定証など当支部が交付した証はすべて返納してください。**なお、公立学校共済組合の「他支部」へ転出の場合も当支部へ返納してください**。（カード式の証は返納不要です。）
【希望者のみ】 資格喪失（取消）証明書発行願		給付様式第4-1号	資格喪失後（退職後）、国民健康保険への加入等の理由で証明書が必要な場合は、提出してください。**なお、資格喪失日（退職日）より前に提出する場合は、必ず所属所長の証明を受けて提出してください。** 資格喪失後（退職後）に組合員異動報告書（転出用）と一緒に提出できない場合は所属所長の証明を受けて提出をしてください。 組合員異動報告書（転出用）を提出した後で発行願を提出する場合は、所属所長の証明は必要ありません。

〈　留意事項　〉

【組合員異動報告書（転出用）について】

・組合員異動報告書（転出用）の提出をもって、当支部では組合員資格の喪失作業を行います。そのため、報告書提出後に対象者の任用期間延長等により組合員資格を維持することとなった場合は、速やかに当支部まで電話でご連絡ください。

【資格確認書等の回収について】

・組合員本人が退職し資格喪失となる場合は、被扶養者も自動的に認定取消となります。組合員本人の資格確認書等と一緒に被扶養者の資格確認書等も返納してください。（交付されていない場合は返却不要です。）

・組合員が資格確認書を紛失し返納できない場合は、「資格確認書等紛失届（給付様式第 3-3 号）」を添付してください。

・やむを得ない事情により所属所が資格確認書等を回収できなかった場合は、「資格確認書等回収不能届（給付様式第 3-4 号）」を添付してください。

・令和６年 12 月以降に資格取得した（扶養認定された）者については、マイナ保険証を保有していない等の場合に資格確認書を交付しています。そのため、当該者が資格喪失となった際には資格確認書を保有している場合のみ回収・返納となりますが、その資格確認書を保有しているか否かについては本人の申し出によって判断してください。（当支部に交付歴を確認する必要はありません。）

・有効期限経過後の「資格確認書」は返納不要のため、所属所また組合員においてシュレッダー処分等してください。

・喪失者の「資格情報のお知らせ」を当支部へ返却する必要はありません。

【75 歳到達者】

・後期高齢者医療制度の新しい資格確認書等は市区町村等から交付されます。

・当支部が交付した資格確認書等は返納していただきますが、一部の福祉制度等が適用となるため、引き続き当支部の組合員資格は有します。

【資格喪失者が任意継続を希望される場合】

・退職日まで引き続き１年と１日以上、公務員の共済組合の組合員期間があった場合に任意継続組合員になることができます。希望者は退職日から起算して 20 日以内に退職時の所属所を経由して当支部に申出書を提出してください。（詳細は当支部のホームページに掲載している「組合員資格喪失後の医療保険（健康保険）制度について（通知）」をご確認ください。）

・任意継続組合員となった者へは、全員に「資格情報のお知らせ」と、該当者へ「資格確認書」を交付します。

・短期・一般組合員であった際に交付されていた資格確認書等はすべて返却してください。

第３章　組合員の変更手続きについて

１　組合員の氏名変更

組合員の氏名が変更になった場合、以下の手続きをしてください。

（１）提出書類

給付様式第3-1号組合員等記載事項変更（訂正）申告書

（２）留意点

・資格確認書の発行が必要な場合は、資格確認書再交付等要否欄の交付が必要欄にチェックを記入してください。

・組合員とあわせて被扶養者も変更になる場合は、変更しようとする者欄にチェックを記入し、対象者氏名を記入してください。

・職場で旧姓を使用している場合も、住民票上の氏名が変更になった場合は手続きが必要です。

・マイナ保険証を使用している方は、マイナポータル上で氏名変更が確認できるため、資格情報のお知らせを交付しません。再交付を希望する場合は、給付様式第12-4号「資格情報のお知らせ」再交付申請書もあわせて提出してください。

２　組合員の住所変更

組合員の住所が変更となった場合、以下の手続きをしてください。

（１）提出書類

給付様式第3-1号組合員等記載事項変更（訂正）申告書

（２）留意点

・資格確認書や資格情報のお知らせは交付しません。

・共済組合に届け出る住所は、居所ではなく住民票上の住所としてください。

・組合員とあわせて被扶養者も変更になる場合は、変更しようとする者欄にチェックを記入し、対象者氏名を記入してください。

第４章　マイナ保険証について

健康保険証として利用登録を行ったマイナンバーカードのことをいいます。医療機関等の顔認証付きカードリーダーを使ってオンライン資格確認を行い、医療機関を受診することができます。

１　マイナ保険証について（メリット）

・薬剤情報等の提供に同意をすると、おくすり手帳を見せなくても過去に処方されたお薬や特定健診などの情報を初診でも医師・薬剤師にスムーズに共有できます。
・手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除になります。

２　登録方法

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには以下の二つの準備が必要です。

（１）マイナンバーカードを申請
　　・オンライン申請（パソコン・スマートフォンから）
　　・郵送による申請
　　・まちなかの証明写真機からの申請

（２）マイナンバーカードを健康保険証として登録
　・スマートフォンアプリ「マイナポータル」から行う
　・セブン銀行ＡＴＭから行う
　・医療機関・薬局の受付で行う

上記については、組合員ご自身での登録が必要です。手続きの詳細はフリーダイヤルにお問い合わせください。（マイナンバー総合フリーダイヤル：０１２０－９５－０１７８）

３　マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請について

マイナ保険証の利用登録を行ったが、利用登録の解除を希望する場合は給付様式第12-5号「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」を所属所経由で共済組合に提出してください。
対象者の利用登録解除を「医療保険者等向け中間サーバー」に申請後、資格確認書を所属所経由で送付します。毎月20日までに届いたものについて、翌月１日頃に所属所へ送付します。

第５章　資格情報のお知らせについて

「資格情報のお知らせ」は共済組合への登録状況（加入者情報）を記載した通知書です。マイナ保険証が利用できない医療機関等では、マイナ保険証と資格情報のお知らせをあわせて提示することで受診が可能になります。
新規資格取得者及び新規認定被扶養者全員に送付しており、マイナ保険証保有者については、マイナンバー連携が完了しマイナ保険証が利用可能であるというお知らせも兼ねています。
マイナンバー連携については、共済組合の審査完了後、「医療保険者等向け中間サーバー」に登録後、最短で６営業日かかります。

１　大きさ、材質等

Ａ４サイズ　色：白色　紙質：普通紙

２　交付方法

共済組合での新規資格取得、新規被扶養者認定の手続き後、「医療保険者等向け中間サーバー」に連携が完了次第、送付します。資格確認書交付希望者については、資格確認書とあわせて送付します。

３　有効期限について

資格確認書の有効期限については、最長５年間で発行しています。75歳到達者については、誕生日の前日までで設定しています。

４　返納について

退職、被扶養者取消等で共済組合の資格がなくなった場合でも、資格情報のお知らせについては返納する必要はありません。ご本人において破棄等の処分をお願いします。

５　資格情報のお知らせの再交付について

紛失等で再交付を希望する場合は、給付様式第12-4号「資格情報のお知らせ」再通知申請書を提出してください。

第６章　資格確認書について

マイナ保険証を保有していない等の理由で、新規資格取得時及び新規認定被扶養者の手続き時に資格確認書の交付を希望した方については、資格確認書を交付します。



１　大きさ、材質等

パスポートサイズ　色：薄緑色　紙質：厚紙

２　交付方法

給付様式第1-1号資格取得届出書及び給付様式第2-1-1被扶養者申告書の資格確認書交付要否欄にチェックを記入された場合、共済組合での手続きが完了次第、送付します。

３　返納について

退職、被扶養者取消等で共済組合の資格がなくなった場合は、給付様式第1-3号異動報告書（転出用）及び給付様式第2-1-2号被扶養者申告書【取消用】に添付してご返却をお願いします。

資格確認書を紛失等で返納できない場合は、給付様式第3-3号資格確認書等紛失届又は給付様式第3-4号資格確認書回収不能届を提出してください。

４　資格確認書の再交付について

紛失等で再交付を希望する場合は、給付様式第3-2号再交付申請書を提出してください。

５　70 歳～74 歳の資格確認書について

70歳～74歳の者については、組合員の収入に応じて「一部負担金の割合」が印字されます。新規で組合員となった者は収入確認が１か月程度かかることから、一部負担金の割合を３割で発行します。その後一部負担金の割合が２割であった者については、改めて２割で印字した資格確認書を送付します。その間に病院を受診した場合、差額の１割分は共済組合から自動で返金します。

６　旧組合員証・被扶養者証について

令和７年12月２日以降、マイナ保険証に完全移行したため、使用できません。共済組合では回収は行いませんので、各自で破棄いただくようお願いいたします。

第７章　資格喪失証明書について

共済組合の資格がなくなった証明が必要な場合は給付様式第4-1号資格喪失（取消）証明書発行願を提出してください。退職した場合も自動的には発行していません。退職日前に発行を希望する場合は、様式内の所属所証明欄に退職日の証明をしたうえで提出してください。

なお、喪失日のみではなく、共済組合に加入していた期間の証明が必要な場合は、様式上部の余白欄に加入期間の証明が必要な旨を記入してください。

また、任意継続組合員に加入する方が年金の加入手続きのために喪失証明書が必要な場合も、こちらを提出してください。

第８章　資格・短期給付に係る標準処理期間

１　組合員の資格に関する事項

<table>
<tr><th>区　分</th><th>標準処理期間</th></tr>
<tr><td>組合員資格の取得及び資格確認書の交付並びに資格情報のお知らせの通知（※）</td><td rowspan="2">公立学校共済組合神奈川支部（以下「支部」という。）が指定様式を受理した日から９日（資格確認書の交付を要する場合は３日）以内に処理する。※別途、送付のための日数を要する。</td></tr>
<tr><td>船員組合員資格の取得及び資格確認書の交付並びに資格情報のお知らせの通知</td></tr>
<tr><td>任意継続組合員資格の取得及び資格確認書の交付並びに資格情報のお知らせの通知</td><td>支部が初回の掛金の納付を確認した日から９日（資格確認書の交付を要する場合は３日）以内に処理する。
※別途、送付のための日数を要する。</td></tr>
<tr><td>任意継続組合員資格の喪失</td><td rowspan="4">支部が指定様式を受理した日から３日以内に処理する。
※別途、送付のための日数を要する。</td></tr>
<tr><td>資格喪失証明の発行</td></tr>
<tr><td>上記証の記載事項の訂正</td></tr>
<tr><td>上記証の亡失等による再交付</td></tr>
</table>

（※）高齢受給者（70 歳以上）は、一部負担金の割合を記載した「資格情報のお知らせ」等の通知を 70 歳の誕生月の翌月１日（１日誕生日の場合は誕生月の１日）までに交付する。

（注１）上記期間には、土曜日、日曜日、国民の祝日及び 12 月 29 日から１月３日までの閉庁期間を含まない。

（注２）支部から所属所等への送付に要する日数は、送付方法により異なる。

（注３）年度末・年度始め等、事務が集中する場合は、資格確認書等交付手続に時間を要する場合がある。

２　被扶養者の資格に関する事項

<table>
<tr><th>区　分</th><th>標準処理期間</th></tr>
<tr><td>被扶養者の認定及び資格確認書の交付並びに資格情報のお知らせの通知</td><td>支部が指定様式を受理した日から９日（資格確認書の交付を要する場合は３日）以内に処理する。
※別途、送付のための日数を要する。</td></tr>
<tr><td>被扶養者の取消</td><td rowspan="3">支部が指定様式を受理した日から３日以内に処理する。
※別途、送付のための日数を要する。</td></tr>
<tr><td>資格確認書等の記載事項の訂正</td></tr>
<tr><td>資格確認書等の亡失等による再交付</td></tr>
</table>

（注１）上記期間には、土曜日、日曜日、国民の祝日及び 12 月 29 日から１月３日まで閉庁期間を含まない。

（注２）支部から所属所等への送付に要する日数は、送付方法により異なる。

（注３）年度末・年度始め等、事務が集中する場合は、資格確認書等交付手続に時間を要する場合がある。

3　給付・支給等に関する事項

区　分	標準処理期間
組合員の請求により給付されるもの	毎月 20 日までに支部が受理したものについて、翌月の 20 日に支給。(※)
前納された任意継続掛金の還付	毎月末日までに支部に提出があったものについて、翌月末に還付。

(※) 20 日が土曜日、日曜日、祝日の場合は前日。

4　その他に関する事項

区　分	標準処理期間
標準負担額減額証の交付	支部が指定様式を受理した日から３日以内に処理する。 ※別途、送付のための日数を要する。
特定疾病療養受療証の交付	
限度額適用・標準負担額減額認定証の交付	
上記証の記載事項の訂正	
上記証の亡失等による再交付	
組合員の依頼により発行するその他証明	
支払未済の給付請求	支部が受理してから 10 日
レセプトの開示請求	支部が受理してから 30 日

（注１）上記期間には、土曜日、日曜日、国民の祝日及び 12 月 29 日から１月３日まで閉庁期間を含まない。

（注２）支部から所属所等への送付に要する日数は、送付方法により異なる。

5　留意事項

（１）標準処理期間には、次の期間は含まれない。

①　適法な申請を前提に定められたものであるので、形式上の不備の是正等を補正する期間。

②　適正な申請の処理に際して、審査のため相手方に必要な資料を求める場合にあっては、相手方がその求めに応ずるまでの期間。

（２）年度末・年度始め等の繁忙期については、この標準処理期間に拠りがたい場合もある。

第９章 任意継続組合員に関する手続き

任意継続組合員制度は、退職後も引き続き短期給付を受け、福祉事業を利用できるよう創設されたものです。

この制度は、退職日に引き続き１年と１日以上公務員の共済組合に資格があった者が、退職の日から起算して 20 日を経過する日までに、任意継続組合員になることを申し出た場合、公立学校共済組合員を継続することができます。

なお、任意継続組合員制度についての詳細な説明を掲載した冊子「組合員資格喪失後の医療保険（健康保険）制度について」及び「資格喪失後の医療保険制度Ｑ＆Ａ」の最新版を、毎年１月下旬ごろにホームページへ掲載していますので御一読ください。

１　組合員資格の喪失について

公立学校共済組合の組合員の方は、次の資格取得要件を満たさなくなった場合、現在の資格を喪失します。

任用形態・資格取得要件表

種別	任用形態		資格取得要件
一般	・　常勤職員		すべての常勤職員
一般	・　再任用職員 ・　任期付職員 ・　会計年度任用職員（13か月目以降）	ＦＴ	次の①～③のいずれかを満たすこと ①　常勤職員の所定労働時間以上労働している者で、任用期間が２か月を超えること（超えることが見込まれる場合含む） ②　週の所定労働時間及び１か月間の所定労働日数が、常勤職員の４分の３以上であって、任用期間が２か月を超えること（超えることが見込まれる場合含む） ③　①、②以外の者で、次の要件すべてに該当 ア　週の所定労働時間が20時間以上であること イ　任用期間が２か月を超える見込みであること ウ　学生でないこと。（定時制等一部除く）
短期	・　臨時的任用職員		
短期	・　会計年度任用職員（12か月目まで）	ＦＴ	
短期	・　再任用職員 ・　任期付職員 ・　会計年度任用職員	短時間	

＊　FT（フルタイム）は常勤職員の所定労働時間以上労働している場合を示します。

＊　短時間は週の所定労働時間が20時間未満を除きます。

任意継続組合員制度において、資格取得要件を満たさなくなった場合は、すべて退職として扱います。

【例】

①　常勤組合員等が３月 31 日付けで退職する場合

②　会計年度任用職員等が３月 31 日まで週 20 時間以上で勤務し、４月１日から週 15 時間で勤務する場合

→いずれも「３月 31 日を退職日、その翌日を資格喪失日」とする。

２　任意継続組合員制度の加入要件

任意継続組合員制度に加入するためには、次の３つの要件を**全て**満たす必要があります。

①　退職日まで引き続き※１年と１日以上組合員期間があること。

※　地方公務員共済組合及び国家公務員共済組合の組合員期間を含む。（その他の共済組合・健康保険の組合員期間、被扶養者期間、任意継続組合員期間を除く）

②　退職の日から起算して20日を経過する日までに、『任意継続組合員申出書（給付様式第6-1号）』を、所属所を経由して共済組合に提出すること。

※

※　なお、申出が期限を経過した後であっても、その遅滞事由に正当な理由があると組合が認めた場合は、その申出を有効なものとして取り扱う。

③　退職の日から起算して 20 日以内に任意継続掛金を払い込むこと。

3　任意継続組合員の組合員期間

退職日の翌日から起算して最長２年

・掛金を支払うことで、任意継続組合員の資格を取得できます。（資格取得日は退職日の翌日となります。）

・随時に脱退することが可能です。脱退手続きについては、「共済事務の手引き（資格編）」を参照してください。

４　任意継続組合員の掛金

任意継続掛金には、短期掛金、介護掛金と子ども・子育て支援掛金の３種類があります。

現職時の掛金は、事業主が約１／２を負担していますが、任意継続組合員は事業主の負担相当分も自身で負担することとなるため、掛金額は、現職時と比較するとほぼ２倍になります。

（１）掛金の算定方法　（短期、介護、子ども・子育て支援掛金）

標準額（①、②のいずれか少ない額）に掛金率を乗じて得た額（円未満の端数切捨て）とします。

①　退職時の標準報酬月額

②　前年度の９月 30 日における全組合員（短期給付適用）の平均標準報酬月額

ア　介護保険第２号被保険者である組合員（40 歳以上 65 歳未満の組合員）

次の①、②、③の合計額。

①　短期掛金　＝　標準額　×　短期掛金率

②　介護掛金　＝　標準額　×　介護掛金率

③　子ども・子育て支援掛金　＝　標準額　×　子ども・子育て支援掛金率

イ　介護保険第２号被保険者でない組合員

次の①、②の合計額

①短期掛金　＝　標準額　×　短期掛金率

②子ども・子育て支援掛金　＝　標準額　×　子ども・子育て支援掛金率

＊　詳細は給付グループにお問い合わせ下さい。

（２）掛金の払込方法

次のいずれかの方法となります。

ア　銀行からの自動振替

初３か月分は振込依頼書により前納し、４か月目以降の掛金は振替手続きで指定した口座から振り替えます。

（ア）　みずほ銀行からの自動振替

振替手数料：なし

振　替　日：毎月 25 日（土、日、祝日の場合は翌営業日）

（イ）その他の金融機関からの自動振替

振替手数料：毎月 100 円＋税

振　替　日：毎月 20 日（土、日、祝日の場合は翌営業日）

イ　振込依頼書による一括前納

（ア）６か月分を前納

最大６か月分の割引があるため、年間の掛金額は自動振替よりも安くなります。

（イ）12 か月分を前納

最大 12 か月分の割引があるため、年間の掛金額は自動振替及び６か月前納よりも安くなります。

５　任意継続組合員の給付等の範囲

（１）休業等給付（傷病手当金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金、育児休業支援手当金、介護休業手当金及び育児時短勤務手当金）を除き、在職中とほぼ同様の短期給付が受けられます。また、傷病手当金、出産手当金は退職前に請求事由が発生している場合に限り給付が受けられます。

給付額の算定にあたっては、任意継続掛金の標準となった額に基づき計算するため、在職中の給付額を下回る場合があります。（傷病手当金、出産手当金を除く）

給付金は、在職中に登録した給付金口座または『任意継続組合員申出書（給付様式第 6-1 号）』に記入した銀行口座へ振込みます。

（２）特定健康診査及び特定保健指導が受けられます。

※詳細は健康福利グループへお問い合わせください。

６　任意継続組合員の加入の手続き

（１）提出書類

・給付様式第 6-1 号任意継続組合員申出書

※退職日を起算日とし 20 日以内に、所属所経由で共済組合へ提出してください。（必着）

（２）掛金払い込み前の申し出の取り下げの提出書類

・給付様式 6-8 号予定任意継続組合員申出取消申請書

※掛金払い込み後の取り下げはできません。

※掛金払い込み後の脱退を希望する場合は、７任意継続組合員の資格喪失の手続きを参照してください。

７　任意継続組合員の資格喪失の手続き

次のいずれかに該当する場合には、任意継続組合員の資格を喪失します。

任意継続組合員の資格喪失後、任意継続組合員制度に再加入するには、改めて加入要件を満たす必要があります。

なお、払込み済の掛金については、喪失した日の属する月以後の掛金を還付します。（ただし、加入日の属する月に資格を喪失し、かつ喪失事由が公立学校共済組合の組合員資格取得でない場合は、加入月の掛金は徴収します。）

ア　任意継続組合員になった日から起算して２年を経過したとき。

・満了する月の前月に、「資格喪失証明書」をご自宅へお送りします。国民健康保険の加入手続きやご家族の扶養に入る手続きにご利用ください。

・被扶養者がいる場合、組合員の「資格喪失証明書」に被扶養者の資格喪失も記載されます。

イ　掛金を払込期日までに払い込まなかったとき。

ウ　健康保険の被保険者となったとき。（ただし、家族の被扶養者となった場合はオに該当）

・給付様式第 6-2 号任意継続組合員資格喪失申出書及び還付請求書を共済組合へ提出してください。公立学校共済組合神奈川支部以外の健康保険に加入した場合は、就職先に健康保険の資格取得日が分かる書類（資格確認書や資格情報のお知らせの写し等）を添付してください。）

・資格確認書等が交付されている場合は、返納してください。

エ　死亡したとき。

・以下の書類を提出してください。

①給付様式第 6-2 号任意継続組合員資格喪失申出書及び還付請求書

＜添付書類＞死亡の事実が確認できる書類（死体埋葬許可証、死亡診断書など）

資格確認書（交付されている場合のみ）

②給付様式第 5-2 号遺族（相続人）届出書

＜添付書類＞戸籍謄本（原本）：申請者と旧組合員の続柄が分かるもの

申請者の住民票の写し（原本）

③給付様式第 9-8 号埋葬料・同附加金、家族埋葬料・同附加金請求書

＜添付書類＞埋葬に要した費用に関する書類（領収証等の原本等）

（非被扶養者が請求する場合のみ必要）

※死亡した組合員に被扶養者がいる場合、上記書類収受後、資格喪失証明書を送付しますので、国民健康保険への加入手続きやご家族の扶養に入る手続きにご利用ください。

オ　任意継続組合員でなくなることを申し出たとき。

・給付様式第 6-2 号任意継続組合員資格喪失申出書及び還付請求書を提出してください。

・給付様式第 6-2 号任意継続組合員資格喪失申出書及び還付請求書を共済組合が収受した日が属する月の**翌月一日**が資格喪失日になります。（国民健康保険に加入する場合、家族の被扶養者となる場合等）

・任意継続掛金の還付金が発生する場合は、任意継続組合員資格喪失申出書及び還付請求書を共済組合が収受した月の翌月末に還付します。

８　任意継続組合員の被扶養者の認定及び取消

在職中に認定されていた被扶養者は、任意継続組合員申出書により継続を希望した場合、そのまま任意継続組合員の被扶養者として認定されます。毎年秋頃に被扶養者の認定要件確認（検認事務）を行いますので、給与明細や年金通知書など収入が確認できるものの保管をお願いします。

ア　新たに被扶養者の認定が必要な場合

被扶養者の認定手続きが必要です。被扶養者の認定要件・手続きについては共済事務の手引き（資格編）「被扶養者の手続きについて」を参照してください。

イ　取消しする場合（就職や収入超過、死亡などで取消事由が発生した場合）

被扶養者の取消手続きが必要です。取消手続きの詳細については共済事務の手引き（資格編）「被扶養者の取消手続きについて」を参照してください。

９　掛金払込証明書の発行（社会保険料控除）

「任意継続組合員掛金払込証明書」は、払い込んだ年の翌年１月中旬に御自宅へ送付（一斉送付）します。

ただし、年末調整等のため、「任意継続組合員掛金払込証明書」を一斉送付前に必要とする場合は、「任意継続掛金払込証明書発行願（給付様式第 6-7 号）」を給付グループあてに送付してください。

10　「医療費のお知らせ」について

確定申告、年末調整等の医療費控除に使用される「医療費のお知らせ」は２月上旬にご自宅へ送付します。別途発行を希望の場合は、給付様式第 12-3 号「医療費のお知らせ」発行願を共済組合へ提出してください。

ア　発送対象者

１月中旬に共済資格を有する組合員及び扶養認定を受けている被扶養者のうち、前年 11 月から現年 10 月までに医療機関等の受診歴があるもの

イ　発送時期

毎年２月上旬（予定）

ウ　記載される期間

前年 11 月から現年 10 月のうち、共済組合の組合員（被扶養者）であった期間

第 10 章　被扶養者について

「被扶養者」とは、主として組合員の収入により生計を維持し、かつ、組合員と一定の親族の関係にある者をいいます。

被扶養者として認定されると、保険料を負担することなく医療保険制度に加入していることとなり、組合員は家族療養費等の給付を受けることができます。

被扶養者については、身分関係の確認及び扶養の事実、扶養をしなければならない理由等の審査を行い、要件を満たしている限り認定となります。

認定された場合も、組合員は被扶養者の居住地、勤務状況、収入状況など常に要件を満たしているか確認し、要件を欠いた際は速やかに取消の手続きを行う必要があります。

また、被扶養者が 75 歳に到達した場合、誕生日から後期高齢者医療広域連合による後期高齢者医療制度の適用を受けることになるため、被扶養者の資格を失います。この場合、取消の手続きは必要ありませんが、資格確認書等は、速やかに共済組合へ返納してください。

１　被扶養者の認定要件

共済組合の被扶養者認定要件は、給与条例上（扶養手当）や所得税法上（扶養控除）の扶養親族の要件とは異なります。

ｉ　被扶養者の範囲（身分要件）

（１）組合員の配偶者（事実婚を含む)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

（２）組合員と同一世帯に属する者（組合員と生計を共にし、かつ同居している場合をいう。）で次に掲げる者

ア　三親等内の親族で、（１）以外の者

イ　届出をしていないが、組合員と事実上婚姻関係と同様の事情にある配偶者の父母及び子（その配偶者の死亡後におけるその父母及び子）

扶養親族の範囲

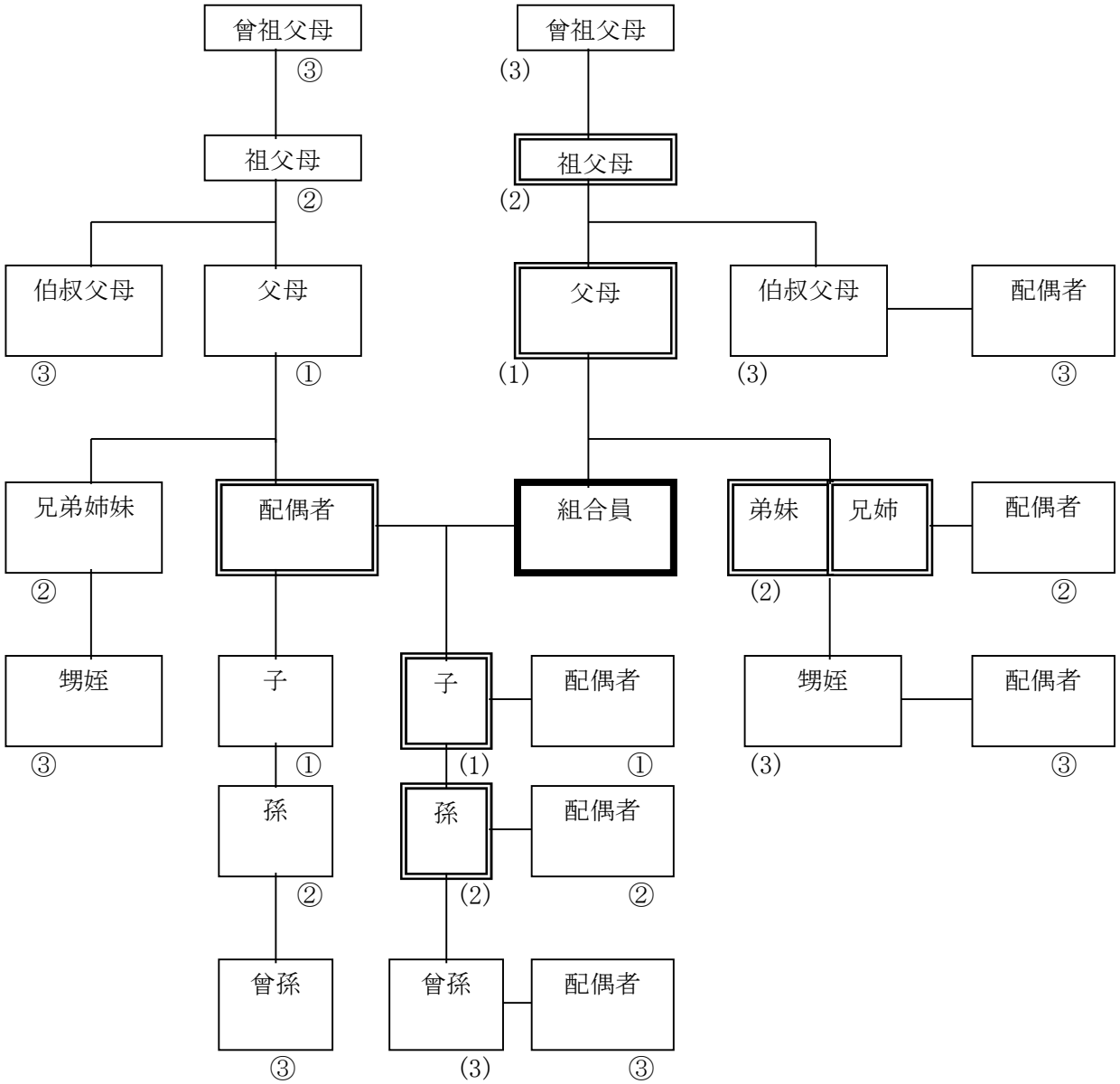

（注）１（　）内の数字は血族の親族を、〇内の数字は姻族の親族を表す。

２ ▭ は同居を認定要件としない親族を、▭ は同居を認定要件とする親族を表す。

３次図において、破線▭のものは三親等内の親族に含まれません。

①組合員の配偶者の継父及び継母

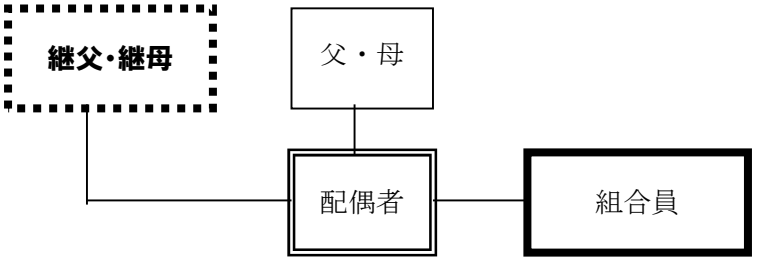

②組合員の配偶者の兄弟姉妹の配偶者

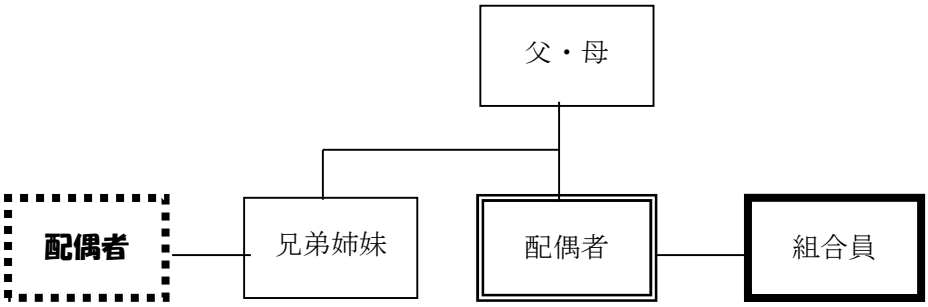

ⅱ　組合員との生計維持関係

組合員が主たる生計維持者であることが要件です。なお、認定をうけようとする者が無収入又は限度額内の収入であっても、主たる扶養義務者が他におり、その者に扶養能力がある場合は、被扶養者として認定できません。

（１）組合員の他に扶養義務者がいる場合（扶養義務者については次項参照）

組合員の収入が、他の扶養義務者の収入より多いこと。組合員の収入が他の扶養義務者の収入よりも少ない場合、その差額が収入の多い方の１割以内でなければ認定できません。差額が収入の多い方の１割以内である場合は、届出により組合員の被扶養者とすることができます。

（２）被扶養者が別居の場合

組合員からの送金額で、生計維持関係を確認します。「被扶養者の収入額と、組合員及び他の扶養義務者の送金額の合計」に占める組合員からの送金額の割合が３分の１以上必要です。

$$\text{組合員の送金額} \geqq \frac{\text{被扶養者の年間収入＋組合員からの送金額＋組合員以外からの送金額}}{3}$$

※送金の事実を預金通帳等の書面で確認でき、その写し等を提出できる送金方法に限ります。

現金手渡しは不可です。送金していない、または送金の事実を書面で確認できない場合は、認定できません。

ⅲ　扶養義務者について

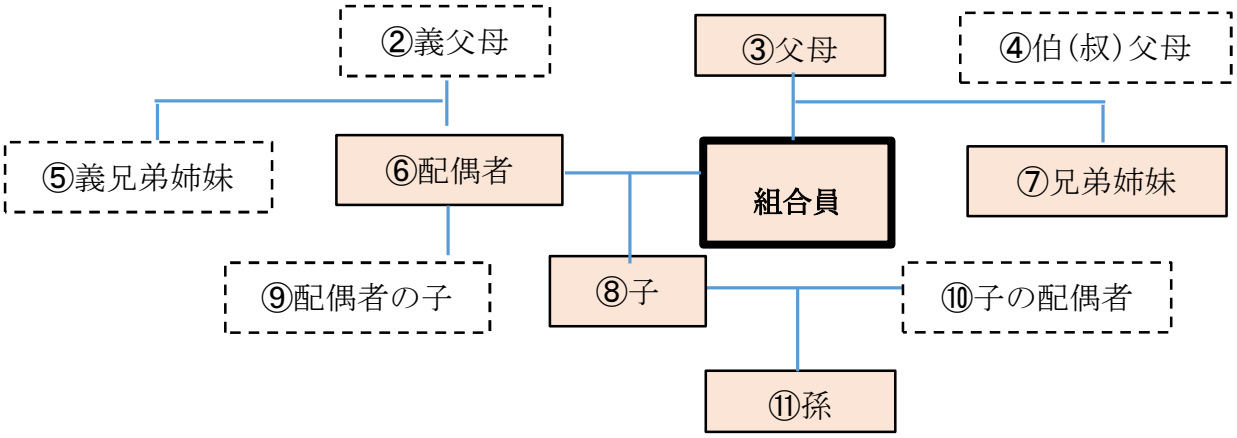

　　の被扶養者は、**「組合員と同居」**が認定要件です。

被扶養者	組合員の他の「扶養義務者」
①祖父母	①の配偶者、③、④、⑦
②義父母	②の配偶者、⑤、⑥
③父母	③の配偶者、⑦
④伯(叔)父母	①、③、④の配偶者、④の子
⑤義兄弟姉妹	②、⑤（被扶養者）の配偶者、⑤（被扶養者以外の者）、⑥
⑥ 配偶者	組合員の他の扶養義務者は無し
⑦兄弟姉妹	③、⑦（被扶養者）の配偶者、⑦（被扶養者以外の者）
⑧子	⑥、⑩
⑨配偶者の子	⑥
⑩子の配偶者	⑥、⑧
⑪孫	⑥、⑧、⑩

被扶養者や扶養状況によって、表に記載のない扶養義務者がいる場合があります。

ⅳ　国内居住要件

原則、日本国内に住所（住民票）を有していることが要件です。

「日本国内に住所を有すること」については、住民基本台帳に住民登録されているかどうかで判断し、「住民票」が日本国内にある者は、原則、国内居住要件を満たしています。

なお、次の「国内居住要件の例外」に該当する場合は、証明書類等を添付することで被扶養者として認定することができます。

＜国内居住要件の例外＞

（１）海外において留学する学生

（２）海外に赴任する組合員に同行する者

（３）観光、保養又はボランティア活動、その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者

（４）組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者

（５）（１）から（４）までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基盤があると認められる者

＜国内居住要件の例外（海外特例）に該当する場合の追加書類＞

①　海外において留学する学生	査証（ビザ）、学生証、在学証明書、入学証明書の写し
②　海外に赴任する組合員に同行する者	査証（ビザ）、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③　観光、保養又はボランティア活動、その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者（ワーキングホリデーでの渡航を含む※収入が限度額内である場合のみ）	査証（ビザ）、ボランティア派遣期間の証明書、ボランティアの参加同意書等の写し
④　組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤　①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基盤があると認められる者	日本国籍を有しない方で「医療滞在ビザ」や「観光・保養を目的とするロングステイビザ」で来日した場合は不可。

注）例外該当事由の番号の添付書類いずれか一つを、共済組合に提出してください。

外国語で作成された書類の場合は「日本語の翻訳文」が必要です。その際は、翻訳者の署名も必要です。

ⅴ　夫婦が共同で子を扶養する場合における主たる扶養義務者（共同扶養の場合）

（１）年間収入（過去、現時点、将来の収入等から向こう１年間の収入を見込んだもの）が多いほうの被扶養者とする。

（２）夫婦双方の年間収入の差額が年間収入の多い方の 1 割以内である場合、主として生計を維持する者の被扶養者とする。（組合員の年間収入が他の者より少ない場合でも、その差額が他の者の年間収入の１割以内である場合には、届出により組合員の被扶養者とすることができます。）

【夫婦とも公立学校共済組合の組合員の場合】

被扶養者とすべき者に係る扶養手当又はこれに相当する手当の支給が認定されている場合には、その認定を受けている者の被扶養者として差し支えない。

【配偶者が国民健康保険の被保険者の場合】

直近の年間所得で見込んだ年間収入を比較し、多い方を主として生計維持する者とする。

【育児休業を取得した場合】

主として生計を維持する者が育児休業（産前産後休暇を含む）を取得した場合当該休業期間中は、被扶養者の地位安定の観点から特例的に子を異動しないこととします。（扶養手当が支給停止となった場合でも、継続認定の手続きは不要ですが、子以外の被扶養者については、継続認定の手続きが必要です。）

ただし、復職した時点で、年間収入が逆転した場合は扶養替えの手続きが必要です。また、新たに誕生した子については改めて年間収入の比較が必要です。

【年間収入が逆転した場合】

年間収入の逆転に伴い被扶養者を取消す場合は、年間収入が多くなった者の方の健康保険組合が認定することを確認してから取消すこととします。取消日は配偶者側の認定日と同日となります。

vi　被扶養者として認められない者（被扶養者の認定取消事由ともなります。）

既に被扶養者として認定されている者でも、次のいずれかに該当する場合は、取消になります。

ア　就職等により、現に健康保険の被保険者又は共済組合の組合員である者。

イ　組合員及び被扶養者が後期高齢者医療保険制度の被保険者である者

ウ　その者について組合員と他の者が共同して同一人を扶養する場合において、社会通念上その組合員が主たる扶養義務者でない者。

エ　次の表のとおり収入限度額以上となる収入がある又は以上となる見込みがある者

<table>
<tr><th>対象</th><th colspan="3">収入の限度額(※２)</th><th>留意事項等</th></tr>
<tr><td rowspan="3">○60 歳未満の者
（・19 歳以上 23 未満（組合員の配偶者を除く）の者を除く。
・障害年金が決定している者を除く。）</td><td>年額
（※１）</td><td>130 万円</td><td rowspan="3">未満</td><td>勤労収入等は、３か月連続で月額の「収入の限度額」を超過しない場合であっても、年額の「収入の限度額」を超過した場合は、超過した月の翌月から取消となります。

事業収入(※２)、年金収入は、年額で恒常的な収入を見込みます。

確定申告をしている場合は、届出年月日で認定・取消を行います。</td></tr>
<tr><td>月額</td><td>108,334 円</td><td>収入に変動がある場合は、３か月連続で月額の「収入の限度額」未満であること</td></tr>
<tr><td>日額</td><td>3,612 円</td><td>日額の「収入の限度額」以上の雇用保険を受給した場合は、受給期間で認定・取消を行います。</td></tr>
</table>

対象	収入の限度額(※２)			留意事項等
○19 歳以上 23 歳未満（組合員の配偶者を除く） 令和 8 年中は、誕生日が平成 16 年 1 月 2 日から平成 20 年 1 月 1 日までの者	年額 (※1)	150 万円	未満	勤労収入等は、３か月連続で月額の「収入の限度額」を超過しない場合であっても、年額の「収入の限度額」を超過した場合は、超過した月の翌月から取消となります。 事業収入(※２)、年金収入は、年額で恒常的な収入を見込みます。 確定申告をしている場合は、届出年月日で認定・取消を行います。
	月額	125,000 円		収入に変動がある場合は、３か月連続で月額の「収入の限度額」未満であること
	日額	4,167 円		日額の「収入の限度額」以上の雇用保険を受給した場合は、受給期間で認定・取消を行います。
○60 歳以上の者（※４） ○障害年金が決定している者（併給調整により支給停止の者を含む）	年額 (※1)	180 万円	未満	勤労収入等は、３か月連続で月額の「収入の限度額」を超過しない場合であっても、年額の「収入の限度額」を超過した場合は、超過した月の翌月から取消となります。 確定申告をしている場合は届年月日で認定・取消を行います。 年金収入は、年金の通知日で認定・取消を行います。(※３) 事業収入(※２)、年金収入、勤労等の合計額で恒常的な収入を見込みます。
	月額	150,000 円		収入に変動がある場合は、年額の収入限度額 180 万円から年金額を差し引き、残額を 12 分の 1 にした額が月額の「収入の限度額」となります。 ３か月連続で月額の「収入の限度額」未満であること
	日額	5,000 円		日額の「収入の限度額」以上の雇用保険を受給した場合は、受給期間で認定・取消を行います。 年額の収入限度額 180 万円から年金額を差し引き、残額を 360 分の１にした額が日額限度額となります。

※１　１月から１２月（暦年）や４月から３月（年度）で判断するのではなく、常に向こう１年の収入で判断します。ただし、事業収入については、確定申告により前年の収入が確定した時点で判断します。

※２　事業等の収入がある場合、共済組合では必要と認めない経費があります。

※３　年金収入は、年金のお知らせ（年金証書、年金額改定通知書、年金額決定通知書、支給額変更通知書等）の書面上の通知日において、向こう１年の収入に見込みが立ったとして認定・取消の審査を行います。

※４　民法上の誕生日の前日に年齢到達する旨の定めに基づき、６０歳の誕生日の前日から年額１８０万円未満が基準額となります。したがって誕生日の前日の属する月の収入額から月額 15 万円未満が基準額となります。(例) ５月１日生まれの者：4 月 30 日に 60 歳に到達することから、4 月分の給与から所得要件が月額 15 万円未満となる。

２　収入について

ⅰ　収入限度額について

収入限度額は実績ではなく見込額です。収入の日額、月額、年額が収入限度額以上となると見込まれる場合は認定できません。

また、年額とは暦年や年度ではなく、その扶養事由が発生した日以降 12 か月間の見込額です。

ⅱ　収入とみなされるものについて

収入とは、公的年金、個人年金、パート収入、アルバイト収入、事業収入、傷病手当金、雇用保険料等の将来にわたる全ての恒常的収入をいいます。

※交通費、諸手当は収入に含みます。

※「収入」とは、所得税法上の所得ではなく、被扶養者として認定を受けようとする者の認定日以降、1年間の恒常的収入（税額控除前）の総額をいいます。

※収入に含まれるもの（例）
給与（アルバイト、パート、日々雇用等・交通費等手当を含む）、報酬、雇用（失業）保険、訓練費、年金（厚生年金、共済年金、国民年金、基礎年金、遺族年金、障害年金、企業年金、個人年金、貯蓄型年金等）、年金生活者支援給付金、恩給、事業収入（農業、営業等）、不動産収入（家屋、駐車場等の賃貸）、株等の売却収入（全ての株を売却していない場合）、株等の配当金、分配金、利子（預貯金、有価証券等）、生活補助を目的とする奨学金、奨励金、修習資金（貸与も含む）、雑収入（原稿料、印税、講演料等）、傷病手当金、里親措置費、贈与（一回限りでないもの）養育費 等
全ての恒常的収入
※収入に含まれないもの（例）
退職金、不動産や株等を一回限りで全て売却した場合の収入、出産手当金、贈与（一回限り）等
一回限りの収入

※事業収入等の必要経費と認められない経費（例）
租税公課、旅費交通費、広告宣伝費、接待交際費、損害保険料、減価償却費、福利厚生費
利子割引料、地代家賃（自宅の場合）、借入金利子、その他経費、雑費、貸倒引当金繰入
賃借料、専従者給与、青色申告特別控除額 等。
なお、ここに記載していない経費でも、審査の結果、必要経費と認められない場合があります。（原則、事業の収支に関わる科目以外は認められない経費になります。）

ⅲ　パート・アルバイト等の収入について

・雇用されたときから月額収入限度額以上となる給料の支給が決まっている場合や、雇用契約の日額、月の稼働日数から限度額以上となることが明らかな場合は、認定できません。既に被扶養者の認定を受けている方は、雇用されたときから認定が取消となります。

・雇用契約から収入月額が見込めない場合、3 か月の支払状況を確認してから認定できるかどうかを判断します。（収入減少の場合は、直近３か月の支払状況が月額収入限度額未満であることを確認します。）

・雇用期間が３か月以下であることが当初から明らかな場合は、月額収入限度額以上であっても、年額が年額収入限度額以上となるまでは認定できます。ただし、雇用期間が当初３か月以下であっても契約更新等で３か月を超える雇用期間になった場合は、契約更新等をした日が取消日になります。
・月額給与が変動する場合は、３か月連続して月額収入限度額以上となった場合は、年度収入限度額以上となる恒常的な収入が見込まれると判断し、４か月目の初日が取り消し日となります。３か月連続しない場合は、年額収入（暦年や年度ではなく 12 か月の合計額）が年額収入限度額以上となった月の給与支給日が取消日となります。
・収入には、通勤手当・ボーナスを含みます。（各月に割り振りはせず、支払いがあった月の収入とみなします。）

ⅳ　「年収の壁・支援強化パッケージ」における事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取り扱いについて

・組合員の被扶養者で一定の収入がない方の収入が増加した場合、被扶養者でなくなり、保険料負担が生じる分手取り収入が減少するため、これを回避する目的で就業調整をされる方がいます。こうした方が意識している収入基準が、いわゆる「年収の壁」と呼ばれています。
・「年収の壁」への対応策として次の手続きを取ることでその他の被扶養者認定要件を満たしていれば被扶養者として認定します。

ア　対象者

雇用契約により本来想定される年間収入が被扶養者の収入限度額未満であるが、事業主の人手不足等の事情に伴う一時的かつ他律的な収入変動により、収入限度額を超過した方。
※本取扱はフリーランスや自営業者など特定の事業主と雇用関係にない場合については対象となりません。

イ　提出書類

（給付様式第 2-8 号）被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書

ウ　手続きのタイミング

① 特別認定の被扶養者が要件確認調査で認定継続手続きを行うとき（検認時に提出をしていただきます。一時的な収入変動によって収入限度額を超過した時点では提出は不要です。）
※検認時に「退職後のため事業主証明が受け取れない」「事業主証明期間が収入限度額超過期間と異なる」等、事業主証明により本取扱の対象となることが確認できない場合は、収入限度額を超過した時点に遡って認定取消となります。

② 新たに被扶養者の認定手続きを行うとき（特別認定による新規認定）
雇用契約により本来想定される年間収入が被扶養者の収入限度額未満であるが、一時的な収入変動によって収入限度額を超過している方を新たに被扶養者として認定をする場合は、提出してください。

③ 一般認定の被扶養者で扶養手当が支給停止となったが、被扶養者の継続認定手続きを行うとき。
・扶養手当が支給停止となった際にただちに提出してください。事業主証明を提出することで扶養手当が継続する場合は、共済組合への手続きは不要です。

エ　対象回数

連続する２回までが対象です。
共済組合に１回証明書を提出するごとに１回とカウントし、年度等の区切りは設けていません。

（例１）
４月の新規認定時に１月～３月の事業主証明を提出（1 回目）
10 月の検認時に 4 月～１０月の事業主証明を提出（２回目）
11 月・12 月・1 月の上限額が超過していた場合、２月で取消。
（例２）
４月の新規認定時に１月～３月の事業主証明（Ａ社）を提出（1 回目）
10 月の検認時に 4 月～１０月の事業主証明（Ｂ社）を提出（2 回目）
11 月・12 月・1 月の上限額が超過していた場合、２月で取消。

また取り消し後、再認定した後、取消前の同じ事業所から事業主証明が提出された場合、恒常的に収入超過する状態であると判断できるため、再度取消となります。（再認定後の同じ事業所からの事業主証明は本取扱の対象外になります。）

オ　一時的な収入変動について

一時的な収入変動の要因としては主に時間外勤務手当や繁忙手当等が想定されます。基本給が上がった場合や恒常的な手当が新設された場合など、今後も引き続き収入が増えることが確実な場合は、一時的な収入変動とは認められません。

ついては下記ア～ウを満たす場合に限り、一時的な収入変動と認められることとします。

(1)　事業主証明書の「①雇用契約により本来想定される年間収入」が年額収入限度額未満であること。
(2)　事業主証明書の「②人手不足による労働時間延長等が行われた期間」に収入限度額を超過した期間が含まれていること。
(3)　事業主証明書の「③上記②の期間における当事業所での労働による収入額」が給与明細等に記載された支払額と一致しているか、又は矛盾がないこと。

ｖ　労働契約内容によって年間収入が基準額未満であることが明白である場合の被扶養者の認定における年間収入の取り扱いについて

労働契約段階で、労働契約で定められた内容から明らかに見込まれる年間収入を用いて、被扶養者の認定を行うことができます。

「労働条件通知書」等の労働契約内容が分かる書類に記載された賃金（交通費、諸手当含む）から見込まれる年間収入が収入限度額未満であり、他の収入（年金収入や事業収入等給与以外の全ての恒常的収入）が見込まれず、かつその他の認定要件を満たしている場合には、被扶養者に該当するものとして取り扱います。

ア　対象者

給与収入のみである被扶養者で、労働契約において時給・所定労働時間・所定労働日数等が明確に定められている場合であって、契約期間が１年以上の「通知書」を提出できる方。

以下の方は対象外です。

・通知書がない方
・通知書に記載された労働契約内容では年間収入を算出できない場合

例えば、パート、アルバイト等のように「シフト制」によるといった労働時間の記載が不明確な場合、契約期間が１年に満たない場合等

・給与収入以外にその他の収入（年金収入や事業収入）がある方
・複数事業所で勤務している場合には、提出された「通知書」のいずれかにおいて、労働契約内容による年間収入を計算できない場合。（一部の事業書の「通知書」しか提出がない場合も含む。）

イ　概要

新規認定時において、「通知書」を確認し、当該通知書に記載された賃金から見込まれる年間収入（時給・所定労働時間・所定労働日数等を用いて算出した年間収入の見込額）が収入限度額未満である場合には、原則として被扶養者として認定します。

・新規認定後１年間はその他の認定要件を満たしていれば、認定継続が可能です。ただし下記に該当する場合は、認定後１年以内であっても収入確認を行います。

（１）労働契約の更新が行われた場合や労働条件に変更があった場合
（２）新規認定時とは異なる労働契約を新たに結んだ場合（別の事業所で働き始めた場合や、同一の事業所において追加の労働契約を結んだ場合）
（３）新規認定以降に給与以外の収入を得ることとなった場合

ウ　新規認定１年経過後の要件確認時

新規認定１年経過後の実際の年間収入と認定時に見込んだ年間収入に乖離があり、実際の年間収入が収入限度額以上であれば、原則として認定取消となります。

ただし、当初想定されなかった臨時収入により結果的に実際の年間収入が収入限度額以上となった場合には、当該臨時収入が社会通念上妥当である範囲に留まる場合は、これを理由として被扶養者の認定を取消すことはありません。

エ　提出書類

被扶養者申告書とあわせて提出書類一覧の雇用契約書で認定を希望する者欄の書類を添付して提出してください。

vi　自営業等の事業収入について

自営業、不動産等の事業収入は、確定申告を行うことによって前年の収入が確定します。そのため、事業収入がある者を被扶養者として認定または取消をするときは、原則として確定申告を行った日で行います。ただし、明らかに収入限度額以上となることが見込まれる場合は事由発生日が取消日となります。（相続による場合は相続の発生した日となります。）

なお、控除対象となる「必要経費」は確定申告における税法上の控除対象とは異なります。

※事業収入等の必要経費と認められない経費（例）
租税公課、旅費交通費、広告宣伝費、接待交際費、損害保険料、減価償却費、福利厚生費
利子割引料、地代家賃（自宅の場合）、借入金利子、その他経費、雑費、貸倒引当金繰入
賃借料、専従者給与、青色申告特別控除額 等。
なお、ここに記載していない経費でも、審査の結果、必要経費と認められない場合があります。（原則、事業の収支に関わる科目以外は認められない経費になります。）

・事業収入等がある方の年間収入については今後の見込が立てられないため、確定申告を行った日で年間収入が確定すると考えます。そのため、収入超過している確定申告を行ったあとの年度途中では認定できません。
・事業等を廃業したことにより認定を希望する場合は、税務署に届出を行った廃業届の写しを添付して提出してください。廃業日の翌日が事実発生日になります。

・確定申告を行った日が確認できない場合は、認定にあっては確定申告受付期間の末日を、認定取消にあっては当該期間の初日に行われたものとして取り扱います。
・事業所得と給与収入がある場合は、（年額上限額―事業収入）÷１２＝給与の月額上限額として、判断します。

ⅶ　公的年金等の収入について

公的年金等とは、共済年金、厚生年金、国民年金、障害年金、遺族年金、恩給、扶助料、個人年金等を指します。
・障害年金（年金生活者支援給付金含む）遺族年金は非課税ですが、恒常的収入に含まれます。
・個人年金については、必要経費控除前の金額が収入額になります。ただし解約等により一時金として一括して受け取る場合は恒常的な収入とはみなしません。
・年金収入については、介護保険料や所得税が引かれる前の年金額決定通知書や年金額改定通知書に記載された額が収入となります。
・父母等で、配偶者の死亡により遺族年金を受給する場合は、収入金額が超過する場合がありますのでご注意ください。
・パート・アルバイト等の給与収入があり、年金を受給している場合の月額上限額の計算については、（１８０万円―年金額）÷１２＝月額上限額となります。

ⅷ　雇用保険・傷病手当金の受給について

雇用保険の失業給付を日額収入限度額以上受給中の者は、被扶養者として認定できません。また、傷病手当金についても日額収入限度額で判断し、振込があった日や月の収入ではなく、対象期間の収入としてみます。
なお、失業給付を一時金として一括で受給する場合は収入とみなしません。
※失業給付の収入は日額で判断します。給与収入があり、失業給付を受給している場合は給与を 30 で除し給与日額を算出し、日額上限額から給与日額を引いたものが、雇用保険の日額上限になります。
・60 歳以上の者又は障害年金が決定している者は５千円未満、19 歳以上 23 歳未満の者(配偶者を除く)は 4,167 円、それ以外の者は 3,612 円が日額上限額になります。
・職業訓練校から支給される訓練手当も収入とみなします。

ⅸ　株等の収入について

・株の配当金については収入とみなします。年に 1 回程度支給されるものでも、恒常的に支給される場合は収入とみなします。
・特定口座で源泉徴収ありを選択し、確定申告を行っていない場合は、「特定口座年間取引報告書」をもって収入を判断します。年間限度額以上であることが判明した場合は、「特定口座年間取引報告書」の受領日（作成日）が取消日となります。
・確定申告を行っている場合は、「確定申告書」及び「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」をもって判断します。年間限度額以上であることが判明した場合は、「確定申告書」を提出した日が取消日となります。

口座の種類	源泉徴収の有無	年間取引報告書	確定申告
特定口座	有	有	不要
	無	有	必要
一般口座	-	無	必要

・株等の譲渡収入については、必要経費は取得価額のみ対象になります。取得価額に証券会社等に支払う売却手数料は含めず、取得時にかかる取得手数料は含めます。
・株等の譲渡収入については、認定しようとする前年（１月～１２月）の譲渡収入により認定の可否を判断します。（事業所得者等と同様の取り扱い）
・保有している株等をすべて売却した場合は一時所得とみなし、売却した日以降収入はないものとみなします。ただし、全ての株等を売却することが１年間で複数回行われた場合は、一時的な所得とみなしません。
・株等を保有している被扶養者の株等の譲渡収入がマイナスとなり、他の所得があった場合、事業所得者等と同様に、株等の譲渡収入についてはゼロとして通算します。
・株等の譲渡収入で損失があり、翌年度以降に繰り越しできる損失については考慮することなく、あくまで当年の譲渡収入で判断します。

３　年齢（19 歳以上 23 歳未満）に関する留意事項

年齢要件（19 歳以上 23 歳未満）の判定は、その年の 12 月 31 日現在の年齢で判定します。

例えばＮ年 10 月に 19 歳の誕生日を迎える場合には、Ｎ年（暦年）における年間収入要件は 150 万円未満となります。なお、民法の規定により、年齢は誕生日の前日において加算することから誕生日が 1 月 1 日である者は 12 月 31 日において年齢が加算されます。

（参考）
18 歳の誕生日を迎える年
　年額 130 万円未満、月額 108,334 円未満、日額 3,612 円未満
19 歳の誕生日を迎える年から 22 歳の誕生日を迎える年
　年額 150 万円未満、月額 125,000 円未満、日額 4,167 円未満
23 歳の誕生日を迎える年以降
　年額 130 円未満、月額 108,334 円未満、日額 3,612 円未満

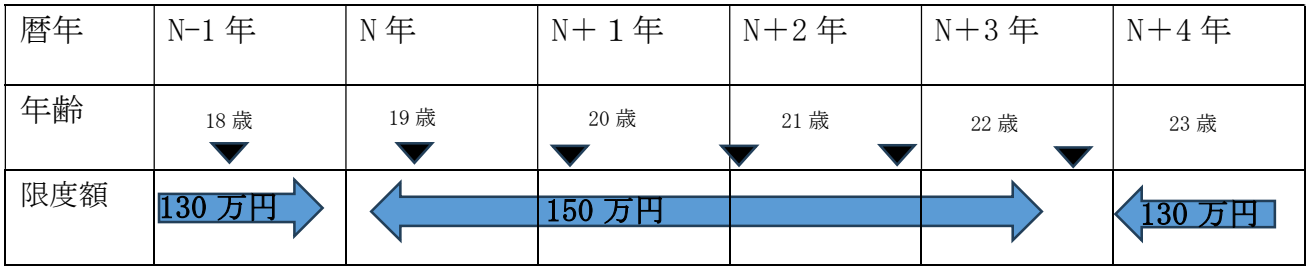

４　要件確認調査における被扶養者の継続または取消

扶養手当が支給されていない者（特別認定）については、毎年秋ごろ要件確認調査を行います。（検認事務）検認事務については被扶養者の収入状況等被扶養者としての要件を満たしているかを確認するために行います。

被扶養者認定後も、常に被扶養者の収入や居住状況等を把握し、収入の確認できる書類等を検認事務の際に提出できるようご準備をお願いします。

要件を欠いている場合や手続きが行われない場合、遡って医療費等の返還をしていただくことがあります。

また、認定要件を欠いた際は検認事務を待たず、速やかに取り消し手続きを行ってください。

（例）

・被扶養者が社会保険加入となったとき
・被扶養者の収入が年間上限額以上となったとき、また以上となることが見込まれたとき
・被扶養者の収入が３か月連続で月額上限額を超過したとき

第 11 章　被扶養者に関する手続き

組合員は、被扶養者の認定・取消に際し、次の（ア）から（ウ）に該当する場合は、遅延なく被扶養者申告書及びその他必要書類をすべて整え、所属所長を経て共済組合に提出してください。

（ア）新たに組合員となった者に被扶養者の要件を備える者がある場合（新規採用者、他共済からの転入者等）
（イ）組合員に新たな被扶養者の要件を備える者が生じた場合
（ウ）被扶養者がその要件を欠いた場合

提出する際は、所属所で提出書類一式の控えをとってください。また、後日追加書類を提出する場合は、被扶養者申告書の控えを表紙として提出してください。

１　被扶養者の認定

被扶養者の認定は、要件を備える事実が生じた日から、30 日以内に所属所へ届出をすることにより、事実が生じた日から認定することができます。

しかし、30 日以内に届出をしなかった場合は、所属所がその届出を受けた日（被扶養者申告書の所属所の文書受付印の日付※）からの認定となります。

また、被扶養者に係る給付も認定日以降に発生した分からとなります。

※任意継続組合員については共済組合の文書受付印の日付

・所属所受理日からの認定となる場合は、認定を受けるまでの期間について、国民健康保険等に加入する必要があります。
・共済組合に到着後、書類不備があったため書類の再提出等を求めた場合でも、最初に受理した所属所の文書の受付印の日付をもって処理します。

・被扶養者として認定されるまで共済組合の資格で医療機関を受診することはできません。認定されるまでの間に前に加入していた健康保険組合の資格で医療機関を受診してしまった場合、医療費の返還請求が行われる場合があります。後日、医療費の返還請求があった場合は、前の健康保険組合に返還した領収書と医療機関が発行したレセプトを給付様式第 9-1 療養費・家族療養費請求書（国内用）に添付し、所属所経由で共済組合に請求の手続きを行ってください。

【認定日一覧】

認　定　事　由	続柄	要件を備えた日	認　定　日
出生	子	出生の日	出生の日
扶養替え	―	扶養替えの日	扶養替えの日
結婚	配偶者	結婚の日	結婚の日
退職	―	退職日	退職の翌日
雇用保険満了	―	雇用保険支給終了日	雇用保険支給終了日の翌日
前の扶養者の死亡	子供等	前の扶養者の死亡日	前の扶養者の死亡日の翌日
前の扶養者との離婚	―	離婚届出の日	離婚届出の日
組合員の資格取得	―	資格取得の日	資格取得の日
組合員の他共済からの転入	―	転入の日	転入の日

※　要件を備えた日から 30 日を経過して届出された場合は、届出日に係わらず所属所が受理した日が認定日となります。

事　例

ア　30 日以内に届出＝事実発生日（１月１日）から認定

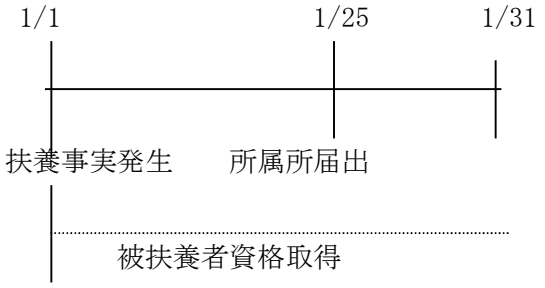

イ　30 日を越えて届出＝届出日（２月 10 日）からの認定

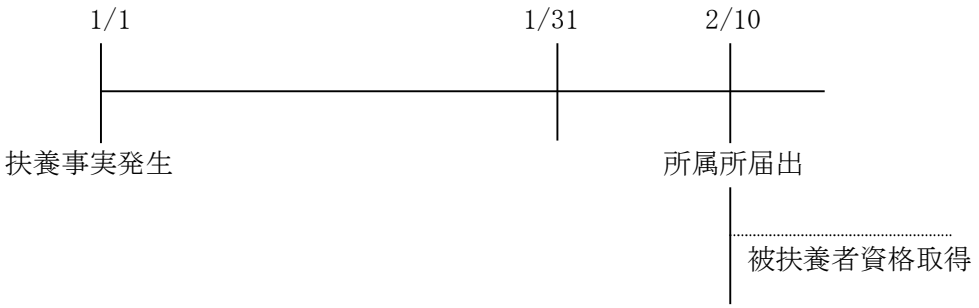

２　被扶養者認定の種類

(1)　一般認定　原則、給与条例上の扶養親族として認定されている（扶養手当が認定されている※１）者の認定

(2)　特別認定　(1)以外の者の認定

(3)　継続認定　原則、(1)の者が(2)、または(2)の者が(1)となった場合の認定

(1)から(3)のいずれの認定の場合も、被扶養者の認定要件を満たすこと及び認定理由に沿った確認書類の提出が必要です。

なお、申告書等の日付（申請日、所属所文書受付日、申立日等）は、事実発生日以降とし、事実発生日以降速やかに提出してください。

※組合員の新規資格取得（採用・転入等）に伴う認定の場合は、事前の手続が可能

※１　扶養手当の認定については、任命権者によって基準が異なります。詳細については各任命権者にお問い合わせください。扶養手当が支給されない例は以下のとおりです。

（例）

・組合員が会計年度任用職員、再任用職員である
・被扶養者が配偶者以外で 22 歳の年度末を経過している
・被扶養者が（配偶者を除く）19 歳以上 23 歳未満で収入が 130 万円以上である
・被扶養者が 60 歳以上で、収入が 130 万円以上である

３　一般認定者（扶養手当が認定されている者）の提出書類

（１）被扶養者申告書【一般認定用・扶養手当が認定される者】（給付様式第 2－1－1 号）
給与事務担当者の扶養手当支給証明印が必要です。

（２）添付書類（提出書類一覧【一般認定用・扶養手当が認定される者用】 参照）

・事由発生日が月途中であったため、扶養手当の認定が翌月からとなった場合も、事由発生日から認定することができます。（事由発生日から 30 日経過して所属所が受け付けた場合を除く。）

・扶養手当を申請中の場合も扶養手当支給状況の欄に証明いただいても差し支えありませんが、扶養手当が認定されなかった場合は、認定時まで遡って資格取り消しになります。特別認定の要件を満たしている場合は、改めて特別認定者として手続きをお願いします。

４　特別認定者（扶養手当が認定されていない者）の提出書類

（１）被扶養者申告書【特別認定用・扶養手当が認定されない者】（給付様式第 2-1-1 号）

（２）添付書類（提出書類一覧【特別認定・扶養手当が認定されない者用】 参照）

５　認定処理後の送付書類について

・共済組合で認定の処理が終わると、以下の書類を所属所宛にお送りします。書類に不備等がなければ、共済組合に到着後３日以内に処理を行います。（別途、送付のための日数を要します。また繁忙期を除きます。）

≪被扶養者申告書の資格確認書要否欄にチェックがあった場合≫
・資格確認書＋資格情報のお知らせ
≪被扶養者申告書の資格確認書要否欄にチェックがなかった場合≫
・資格情報のお知らせ
※マイナンバー連携が完了次第送付します。マイナンバー連携については、共済組合の処理完了後、２週間程度かかります。

６　継続認定者の提出書類

（１）　被扶養者申告書【一般認定用・扶養手当が認定される者】（給付様式第 2-1-1 号）
　　または被扶養者申告書【特別認定用・扶養手当が認定されない者】（給付様式第 2-1-1 号）

（２）　添付書類（提出書類一覧【継続認定用（一般認定に変更する・扶養手当が認定される者】
　　または【継続認定用（特別認定に変更する・扶養手当が認定されない者】参照）

７ 被扶養者の認定取消について

被扶養者の認定を受けている者がその認定要件を欠いたときは、速やかに認定取消しの届出をしてください。

取消し事由の生じた日以後誤って給付を受けたときは、給付金の返還が必要になります。

（１）認定取消しの事由

①　就職等で他の健康保険の被保険者になったとき
②　所得限度額を恒常的に超過したとき
③　組合員以外の者が主たる扶養者になったとき
④　同居が要件とされている被扶養者が別居したとき
⑤　65 歳以上 75 歳未満の被扶養者が後期高齢者医療広域連合から障害認定を受け、後期高齢者医療の被保険者になったとき（75 歳到達により後期高齢者医療の被保険者になったときは、届出の必要はありません。）
⑥　死亡したとき
⑦　その他

（注）一般認定者が、扶養手当の支給要件を欠いたため扶養手当が支給されなくなった場合は原則として認定取消しとなります。

ただし、次の場合は、特別認定者として認定を継続することができます。

- 子等で 22 歳到達後の４月から、扶養手当の支給が終了したが特別認定の要件を備えている場合
- 60 歳以上の配偶者等が公的年金を受給することとなったため、扶養手当の支給が終了したが、特別認定の要件を備えている場合（年間の収入額の合計は 180 万円未満、月額 15 万円未満）
- その他、共済組合が適当と認めた場合

（注）「19 歳以上 23 歳未満」で年額 150 万円未満の収入要件で認定を受けた者が「23 歳」になった場合、収入要件は再び年額 130 万円未満に戻ります。

（２）提出書類

① 被扶養者申告書【取消用】（給付様式第 2-1-2 号）

② 添付書類（提出書類一覧【取消用】 参照）

※ 特別認定者の取消は、検認または特別認定日以降取消日までの収入確認書類が必要です。

※ 他の健康保険に加入するために、資格喪失（取消）証明書が必要な場合は、被扶養者申告書【取消用】の「資格喪失証明書の発行」欄の「必要」にチェックを入れてください。

（注）１ 就職による取消の場合、採用通知書（内示書）など事由発生前に発行された書類は確認書類としては認められません。

２ 収入超過による取消で、取消日の判断が難しい場合は、月々の総支給額等の金額がわかる明細等を御用意の上、給付グループまでお問い合わせください。

３ 65 歳以上 75 歳未満の被扶養者のうち後期高齢者医療広域連合の障害認定を受け、後期高齢者医療の被保険者となった方が対象です。

第 12 章　国民年金第３号被保険者の届出に関する手続き

公立学校共済組合員であって国民年金第２号被保険者である者に扶養されている 20 歳以上 60 歳未満の配偶者は、保険料を公立学校共済組合で負担する加入者（国民年金第３号被保険者）として取り扱うことになっています。

■国民年金被保険者の種別

種別	適用
第１号被保険者	第２号及び第３号被保険者に該当しない自営業、無職の者及び学生
第２号被保険者	共済組合や厚生年金等被用者年金制度加入者のうち、以下の者 ①65 歳未満の者 ②65 歳以上の者であって、老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付の受給権を有しない者
第３号被保険者	第２号被保険者の被扶養配偶者

配偶者(20 歳以上 60 歳未満)を被扶養者として認定及び取消をするときは給付様式第 2-2 号国民年金第３号被保険者関係届を提出してください。共済組合が第３号被保険者に代わって日本年金機構へ届出を行います。

※取消後に国民年金に加入する場合は、国民年金第３号から第１号への種別変更手続きが必要となります。ご自身でお住いの市区町村担当窓口で手続きを行ってください。ただし、取消が就職等の理由で就職先の厚生年金に加入する場合は、就職先の事業主が手続きを行うため、提出は不要です。

【届出が必要な時】

事由	事例
第３号被保険者に該当したとき	・組合員の配偶者が被扶養者となったとき
第３号被保険者に該当しなくなったとき	・組合員の配偶者の被扶養者認定を取消ししたとき
組合員種別が変更となったとき	・一般組合員が短期組合員へ変更となったとき ・短期組合員が一般組合員へ変更となったとき
・第３号被保険者が海外へ転居したとき ・海外居住の配偶者を新規認定するとき	・国民年金第３号被保険者として届出済の被扶養配偶者が海外へ転居するとき ・海外居住の配偶者を新規で認定するとき
海外特例要件該当者が帰国したとき	・海外特例要件該当の配偶者が海外から帰国し、国内に転入したとき
その他	・氏名、生年月日等に変更（訂正）があったとき
住所を変更したとき	・第３号被保険者が住民票上の住所を異動したとき ・給付様式第 2-3 号国民年金被保険者住所変更届の提出が必要です。

【届出が不要な時】

・被扶養配偶者が就職等（就職先の厚生年金に加入）により認定を取消したとき

・組合員の配偶者が 60 歳到達により国民年金第３号被保険者の資格を喪失するとき

・組合員が 65 歳に到達したとき。

※届出は不要ですが、ご自身でお住いの市区町村担当窓口で国民年金加入の手続きを行う必要があります。

第 13 章　被扶養者の氏名・住所変更の手続き

１　被扶養者の氏名変更の提出書類

・給付様式第 3-1 組合員等記載事項変更（訂正）申告書

・氏名変更に伴い、資格確認書の交付を希望する場合は、資格確認書再交付等要否欄にチェックをいれてください。

・変更後の氏名についてはマイナポータル上で確認できるため、資格情報のお知らせの再発行は行いません。再発行を希望する場合は、給付様式第 12-4 号「資格情報のお知らせ」再交付申請書を提出してください。

２　被扶養者の住所変更の提出書類

・給付様式第 3-1 号組合員等記載事項変更（訂正）申告書

・別居により組合員と生計維持関係がなくなる場合は、被扶養者認定の取消手続きも必要です。

・被扶養者が第 3 号被保険者の場合は、あわせて給付様式第 2-3 号国民年金第３号被保険者住所変更届も提出してください。

第 14 章 被扶養者資格等に関するＱ＆Ａ

認 定

扶養手当の認定あり → 一般認定
扶養手当の認定なし → 特別認定
※扶養手当の認定なしの者を被扶養者として認定（特別認定）した場合は、毎年秋に行う「検認事務」で、認定日以降の被扶養者の収入状況等を遡って確認します。

Ｑ１　配偶者が３月 31 日に退職し、組合員の被扶養者として認定を受けるため、被扶養者申告書を５月 10 日に所属所へ提出し同日に受け付けされました。認定日はいつになりますか。
Ａ１　５月 10 日になります。
申告書の提出が事実発生日（退職日の翌日）から 30 日を過ぎているため、所属所が申告書を受付した日が認定日となります。（地方公務員等共済組合法第 55 条第２項参照）事実発生日から 30 日以内に所属所が受付した場合は、退職日の翌日が認定日となります。
また、退職を理由に認定した被扶養者が、認定後に雇用（失業）保険を受給し、基本手当が日額の「収入の限度額」を超えた場合は、基本手当の給付日数に関わらず支給開始日から認定取消となります。

Ｑ２　扶養替えを行う際、認定と取消の手続きはどちらを先に行いますか。
Ａ２　相手方も公立学校共済組合神奈川支部の組合員である場合は、認定の手続きを先に行い、認定された日で取消となります。他の健康保険組合では取消を先に行う場合があるため、取消日から認定される（資格の空白期間を作らない）よう手続きすることが必要です。

Ｑ３　別居の義母の収入は遺族年金 120 万円のみです。送金（仕送り）をしていて、他に扶養義務者がいないため、被扶養者として認定できますか。
Ａ３　義母の認定要件は「組合員と同居であること」です。送金をしていて、被扶養者の収入が限度額を超えていない場合であっても認定はできません。

Ｑ４　子（19 歳未満及び 23 歳以上 60 歳未満）がアルバイトをしています。収入は５万円程度の月もあれば、11 万円以上となる月もあります。認定できますか。
Ａ４　アルバイトのように収入に変動があり月額の「収入の限度額」（108,334 円）より多い月、少ない月がある場合は、認定する日の直近（勤務月ではなく給与等の支給月）の収入が３か月連続して月額の「収入の限度額」（108,334 円）未満であれば、認定することができます。
給与収入を証明する書類（給与明細書や給与明細 WEB 画面のスクリーンショット等）を提出する際は、支給元会社名や給与受給者名の記載が無い場合、手書き記入をお願いします。なお、収入とは、交通費等手当を含めた税額控除前の総支給額を指します。

Ｑ５　子（19 歳未満及び 23 歳以上 60 歳未満）のアルバイト収入が月額の「収入の限度額」を超過したため認定取消となりました。今後、アルバイトの日数を減らす予定ですが、再度認定できますか。
Ａ５　３か月連続して月額の「収入の限度額」（108,334 円）を超えないことを確認できれば、４か月目に改めて認定できます。ただし、申告から「向こう１年」の収入が年額の「収入の限度額」（130 万円）

以上であることが見込まれる場合は、認定できません。

Ｑ６　19 歳以上 23 歳未満（組合員の配偶者を除く）の者の収入要件と年齢要件についてはどうなりますか。

Ａ６　令和７年 10 月１日以降次の取扱いを適用しています。

収入要件…年額 150 万円未満、月額 125,000 未満、日額 4,167 未満

年齢要件…所得税法上の取扱いに合わせて、その年の 12 月 31 日現在年齢で判定します。なお、民法の期間に関する規定を準用するため、年齢は誕生日の前日に加算することから、誕生日が１月１日である者は 12 月 31 日において年齢が加算されます。

（例）令和８年中は、誕生日が平成 16 年１月２日から平成 20 年１月１日までの方が対象です。

Ｑ７　配偶者に事業収入があります。確定申告では経費控除後の額が 130 万円未満ですが、認定できますか。

Ａ７　認定できない場合があります。所得税法上では必要経費と認められていても、被扶養者の認定では必要経費と認められない経費があります。認められない経費は次のとおりです。なお、次に記載していない経費でも、審査の結果、必要経費と認められない場合があります。

租税公課、旅費交通費、広告宣伝費、接待交際費、損害保険料、減価償却費、福利厚生費、利子割引料、地代家賃(自宅の場合)、借入金利子、その他経費、雑費、貸倒引当金繰入、賃借料、専従者給与、青色申告特別控除額　等

※原則、事業の収支に関わる科目以外は、認められない経費になります。

Ｑ８　子を被扶養者として認定されています。民間企業に勤めている配偶者の収入が組合員の収入より多くなりましたが、引き続き認定できますか。

Ａ８　子の認定の場合の扶養義務者は、子の両親となります。配偶者の収入が組合員の収入より多くなった場合は、原則、扶養替え（取消）の手続きを行ってください。

ただし、配偶者に扶養手当が認定されない場合で、双方の年間収入の差額が、年間収入の多い者の収入額に対する割合の１割以内である場合は、扶養替えの必要はありません。

Ｑ９　別居している子は毎月９万円程度のアルバイトをしています。組合員から生活費の送金（仕送り）はしていませんが、認定できますか。

Ａ９　どの年齢帯でも、月額の「収入の限度額」を超えていないが別居していて、組合員から生活費の送金(仕送り)をしていない場合は、原則、生計維持関係を認められないため認定できません。

Q10　別居している 60 歳の母の収入は、父の遺族年金 138 万円のみです。組合員には兄弟がいないため、他の扶養義務者はいません。組合員は母に毎月６万円（年額 72 万円）送金をしています。母を認定できますか。

Ａ10　送金の基準額は、被扶養者として認定を受けようとする者の収入額（扶養義務者からの送金等含む）に占める組合員からの送金額の割合が 1/3 以上です。

この場合は、母の収入額の 1/3 の額（138 万円＋72 万円×1/3＝70 万円）が組合員からの送金額（72 万円）より少ないため認定できます。

※送金の事実を預金通帳等の書面で確認でき、その写し等を提出できる送金方法に限ります。現金の手渡しは不可です。送金の事実を書面で確認できない場合は、認定できません。

Q11　60 歳の父は、金融機関の個人年金 102 万円の収入があり、他にアルバイト収入が月々５万円程度あります。父を認定できますか。

A11　年金のほかに月々の収入がある場合は、年額の「収入の限度額」（180 万円）から個人年金の額を控除し、12 か月で割った額をアルバイト収入が超えなければ認定できます。

この場合は、（180 万円－102 万円）÷12 か月＝6.5 万円（１か月のアルバイト収入の限度額）よりアルバイト収入（５万円）が少ないため認定できます。

Q12　退職した父の扶養に入っていた別居の 60 歳の母を認定できますか。母の年金は 100 万円、父の年金は 200 万円で、世帯収入の合計が多いため組合員に扶養手当は認定されません。組合員には別居の兄がいます。

A12　母の収入が年の「収入の限度額」（180 万円）を超えていないこと、組合員には母の扶養手当が認定されていないことから特別認定できますが、別居であるため、組合員が送金の基準額以上の送金をしていることが要件です。（A10 参照）また、母の扶養義務者である父、兄及び組合員の扶養協議と、扶養協議者全員の収入と送金額を確認します。原則、収入と送金額が一番多い者が扶養します。

Q13　配偶者の収入が限度額以上となるため扶養親族として認定されないことから、扶養手当は認定されていません。限度額を超えた理由が人手不足による労働時間の延長に伴う収入の増加の場合、被扶養者として認定されますか。

A13　一時的な収入の増加により「収入の限度額」を超えた場合で、増加の理由が職場の人手不足による労働時間の延長に伴う旨の事業主の証明「被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書」がある場合は、特別認定できる場合があります。（令和５年 12 月 13 日付け公共神第 187 号通知参照）証明書による認定の対象は給与収入を受ける者のみ、認定期間中２回までです。

Q14　被扶養者の認定要件に「国内居住要件」がありますが、住民票が国内にない者でも認定できますか。

A14　次表の①から⑤に該当する場合、特例で被扶養者として認定できます。

例外該当事由	添付書類
①海外において留学する学生	査証（ビザ）、学生証、在学証明書、入学証明書の写し
②海外に赴任する組合員に同行する者	査証（ビザ）、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③観光、保養又はボランティア活動、その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	査証（ビザ）、ボランティア派遣期間の証明書、ボランティアの参加同意書等の写し
④組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活基盤があると認められる者	共済組合に相談してください。 （日本国籍を有しない方で「医療滞在ビザ」や「観光・保養を目的とするロングステイビザ」で来日した場合は不可）

Q15　当支部の任意継続組合員の被扶養者だった者で、組合員が再就職等で組合員資格を取得し、引き続き被扶養者として認定する場合、手続きは必要ですか。

A15　手続きが必要になります。

「給付様式第 2-1-1 号 被扶養者申告書【認定用】」等、書類一式を扶養認定している組合員の所属所を経由して共済組合に提出してください。

Q16　25 歳の子がアルバイトを始めました。３か月の期限付きの契約で１か月 108,334 円をこえる見込みですが認定できますか。

A16　雇用契約において雇用期間が３か月以下であることが当初から明らかであるアルバイト等はその月額が限度額を超えていても、年額の上限額に達するまでの間は認定できます。その後の契約更新また契約変更により３か月を超えた場合は、契約を更新した日または契約を変更した日が取消日となります。

Q17　夫が自己都合により退職しました。求職中で雇用保険を受給する予定ですが、給付制限期間中で現在収入がありません。認定できますか。

A17　退職して無収入となったため、認定可能です。ただし、雇用保険（日額上限額以上）の受給を開始した場合、被扶養者の取消手続きが必要となります。

Q18　司法修習生に支給される修習資金や奨学金は収入になりますか。

A18　学費に充てるために支払われる奨学金は、対象者の日常生活を補助するものではないため、収入とみなしませんが、奨学金でも生活補助的な意味が含まれているものは、収入とみなします。司法修習生に支給される修習資金は生活のための資金であり、収入とみなします。

Q19　配偶者が仕事を退職しました。しかし、１か月後に新たな就職先が決まっており、収入限度額を超過する見込みです。この場合、退職後から就職するまでの期間、他の収入がなければ認定は可能でしょうか。

A19　退職した時点では今後１年間の収入見込みは経っていないとみなされますので、就職するまでの間は認定可能です。

Q20　扶養手当の支給が決定されれば一般認定となりますが、扶養手当の決定に時間がかかる場合、特別認定の申請は可能ですか。

A20　可能です。扶養手当の支給決定後、一般認定へ切り替えの手続きが必要になります。

取 消

当Q＆A中の「被扶養者（23 歳以上 60 歳未満)」とは、障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有しない者とします。

Q１　被扶養者が４月１日から就職しましたが、試用期間が１か月あるため、健康保険の加入が５月１日からでした。この場合、取消日はいつですか。

A１　４月１日です。就職した時点で、収入が恒常的に限度額以上となることが見込まれるため、就職した日で取消となります。

Ｑ２　扶養替えを行う際、認定と取消の手続きはどちらを先に行いますか。

Ａ２　相手方も公立学校共済組合神奈川支部の組合員である場合は、認定の手続きを先に行い、認定された日で取消となります。他の健康保険組合では取消を先に行う場合があるため、取消日翌日から認定される（資格の空白期間を作らない）よう、認定された日（または認定予定日）を証明する書類を用意の上、取消の手続きすることが必要です。

Ｑ３　被扶養（19 歳未満及び 23 歳以上 60 歳未満）が４月からアルバイトをしています。各月の総支給額は次のとおりです。認定をしたままとできますか。

４月分　98,132 円　　５月分　112,498 円×　６月分　97,143 円　７月分　117,881 円×
８月分　123,878 円×　９月分　109,660 円×　10 月分　93,159 円　11 月分　109,326 円×
12 月分　93,176 円　　１月分　104,147 円　　合計　1,059,000 円

Ａ３　認定できません。

７月、８月、９月の収入が月額の「収入の限度額」108,334 円（130 万円÷12 月）以上であるため、10 月１日で認定取消となります。証明の書類として給与収入が少ない６月分から９月分の給与支給明細書（写し）を添付してください。月の収入が変動する場合は、３か月連続で 108,334 円以上の収入があった時点で恒常的収入があるとみなし、４か月目の１日で取消します。

月の収入が３か月連続して 108,334 円未満であっても、年間の収入が 130 万円以上になった場合、130 万円以上になった月の翌月１日で取消します。

ただし、一時的な収入の増加により限度額以上となった場合で、増加の理由が職場の人手不足による労働時間の延長に伴う旨の事業主の証明「被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書」がある場合は、認定を継続できる場合があります。

Ｑ４　被扶養者がパート・アルバイト先から、資格情報のお知らせを交付されました。収入は月額限度額未満であるため、扶養手当は引き続き支給されます。この場合、取消の手続きは必要ですか。

Ａ４　取消の手続きが必要です。パート・アルバイト先から交付された資格情報のお知らせの写しを被扶養者申告書【取消用】に添付して、手続きしてください。

Ｑ５　被扶養者は個人事業主で確定申告で収入超過が判明しました。この場合、取消日はいつですか。

Ａ５　確定申告を行った日が取消日となります。

Ｑ６　被扶養者（23 歳以上 60 歳未満）が、４月 20 日から雇用され、雇用契約上、年間の収入が 130 万円以上になることが雇用当初から見込まれます。５、６月は月額限度額を超過していますが、取消日はいつになりますか。

Ａ６　４月 20 日です。雇用された時点で、年額（月額）の「収入の限度額」以上となることが見込まれる場合は、雇用された日が取消日となります。

Ｑ７　被扶養者が月額限度額を超過して勤務する予定となった。今月からシフトを増やすため、すぐに国民健康保険に加入したい。この場合、被扶養者申告書【取消用】には何の書類を添付したらよいか。

Ａ７　被扶養者申告書【取消用】の書面上にある項目「申立欄」に自筆にて「収入限度額を超過する見込みが立ったので被扶養者認定の取消し」を申立ててください。証明の書類として、直近３か月分の給与支払明細書(写し)を添付してください。

Ｑ８　被扶養者がワーキングホリデーで海外居住となり別居中です。渡航先で勤労し収入があるため、送金は行っていません。住民票は国内のままなので、引き続き認定できますか。

Ａ８　認定できません。組合員が主たる生計維持者であることが認定要件のためです。

この場合、別居が開始された日（出国日）が取消日となります。

出国日が分かる書類（ワーキングホリデービザ、出国日が記載されたパスポート、出国日の航空券、いずれも写し可）を、被扶養者申告書【取消用】に添付して手続きしてください。

Ｑ９　特別認定の被扶養者が勤労していますが、会社の都合で給与支払明細書の取得に手続きが必要です。給与収入の金額を確認する書類は、振込口座の通帳の写しや自身作成の明細書等での審査は可能ですか。

Ａ９　振込口座の通帳の写し等では対応できません。総支給額（税金控除前、交通費等の手当含む）により審査を行いますので、総支給額を証明できる書類の提出をお願いします。

スマートフォンアプリケーション等、インターネット上で公開されるデータの場合は、スクリーンショットを印刷したもの（情報が読み取れる画質のもの）または、「給与等支払証明書」（給付様式第 2-6 号）の記載を事業主に依頼してください。

また、提出の給与支払明細書(写し)には支給月の記載がされていることが必要です。勤務月ではなく支給月（給与が振り込まれた月）により審査を行っているためです。支給月や支給元会社名、給与受給者名の記載が無い場合は、手書きで記入をお願いします。

Q10　企業年金（年額 30 万円）と個人年金（年額 30 万円）を受給していた被扶養者（60 歳以上）が、退職共済年金（年額 140 万円）を受給することになりました。この場合、引き続き認定できますか。

Ａ10　認定できません。

企業年金や個人年金（貯蓄型含む）も収入に含まれるため、180 万円以上となった日（退職共済年金の証書に記載された通知日）で取消となります。なお、所得税法上非課税である遺族年金や障害年金も収入に含まれます。

また、年金収入の証明書（年金証書、年金額改定通知書、年金決定通知書等）を紛失されている場合は証明の発行元（年金事務所や共済組合本部等）へ、再交付依頼を行ってください。

Q11　被扶養者が 75 歳になり、後期高齢者となりました。この場合、取消の手続きは必要ですか。

Ａ11　必要ありません。ただし、障害等の理由により、75 歳になる前に後期高齢者医療制度に加入した場合は、取消の手続きが必要です。

Q12　65 歳の配偶者は、個人年金（年額 40 万円）、公的年金（年額 80 万円）の他に、アルバイト収入が月８万円ほどあります。引き続き認定可能ですか。

Ａ12　認定できません。年金の他に月々の収入がある場合は、年額の「収入の限度額」（180 万円）から、年金等の金額を控除した額を 12 か月で割った額をアルバイト収入（月額の総収入）が超えなければ、引き続き認定できます。この場合は、１か月のアルバイト収入の限度額は、

｛180 万円－（40 万円＋80 万円）｝÷12 か月＝５万円となり、1 月あたりのアルバイトの収入 8 万円を上回ることから、収入超過のため取消となります。

継続認定

これまで被扶養者として認定を受けている者について組合員の任用形態変更等により、扶養手当の認定状況（扶養手当あり→扶養手当なし。または、扶養手当なし→扶養手当あり。）に変更があった者を引き続き被扶養者として認定を継続する場合は手続きが必要です。

Ｑ１　認定されている被扶養者の年齢が 22 歳に到達したことにより、３月で扶養手当が認定終了となりました。４月からも引き続き被扶養者としたい場合、一般認定から特別認定への変更手続きは必要ですか。

Ａ１　４月時点での変更手続きは必要ありませんが、その年の秋に行う「検認事務」で、被扶養者の収入状況等を前年 11 月支給分から遡って確認します。

※被扶養者に収入がある場合は、その金額がわかる書類（給与支払明細書、年金通知、確定申告等の写し）を必ず保管しておいてください。「検認事務」の際、金額がわかる書類を提出していただき収入額を確認します。確認できない場合は、遡って認定取消となり、取消後の医療費を返還していただきます。

Ｑ２　退職（任用終了）後、１日も空けずに引き続きで再任用職員や会計年度任用職員となりました。扶養手当は退職（任用終了）時に認定終了となりました。扶養手当が認定されていた被扶養者を引き続き被扶養者としたい場合、一般認定から特別認定への変更手続きは必要ですか。

Ａ２　４月から６月末日までの間に任用形態が変更となった場合、その時点での変更手続きは必要ありませんが、その年の秋に行う「検認事務」で、被扶養者の収入状況等を前年 11 月支給分から遡って確認します。なお、上記以外の期間で採用に伴う任用形態変更により扶養手当が認定終了となった場合は、継続認定の手続きが必要になります。

Ｑ３　退職後、４月から任意継続組合員になる予定です。引き続き被扶養者を認定したい場合、手続きは必要ですか。

Ａ３　任意継続組合員となることを申し込む、「任意継続組合員申出書」（給付様式第 6-1 号）の「認定を継続したい被扶養者」欄に被扶養者の氏名を記入してください。その年の秋に行う「検認事務」で、被扶養者の収入状況等を前年 11 月支給分から遡って確認します。

Ｑ４　被扶養者（60 歳以上）に厚生年金の証書（年額 120 万円）が届き、アルバイト収入が月額３万円程度あったため、扶養手当が認定取消となりました。引き続き被扶養者として認定を受けたいと考えていますが、どのような手続きが必要ですか。

Ａ４　年金のほかに月々の収入がある場合は、年額の「収入の限度額」（180 万円）から年金額を控除した額を 12 か月で割った額を、アルバイト収入（月額の総収入）が超えなければ引き続き認定できます。

この場合は、１か月のアルバイト収入の限度額（180 万円－120 万円）÷12 か月＝５万円よりアルバイト収入（３万円）が少ないため、引き続き認定できますが、継続認定（一般認定から特別認定）の手続きが必要です。